

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適應するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、令和5年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与について勧告したものです。

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 社会経済情勢が大きく変動し、県に求められる役割が一層大きくなる中、日々、県民の生活を守り、複雑・多様化するニーズに応えるべく、強い使命感をもって職務に精励されている職員の皆様に対し、心からの敬意を表します。
- 2 公務職場においては、時代環境の変化に対応し、限られた予算と人員の中で最大限の効果が発揮できるよう人事管理をはじめとする公務運営が求められているところです。また、近年、公務職場における人材確保は厳しく、職種によっては必要な人員が確保できない状況となっています。特に多忙化する教育現場では、これらの課題が深刻なものとなっています。  
現在、各任命権者において人材確保対策や実行性ある働き方改革の実施など各種取組が精力的に行われていますが、県民の皆様の期待と信頼に応えていくためには、さらなる取組を進めていくことが求められています。
- 3 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。  
本委員会では、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年4月から6月にかけて本年4月における県内民間事業所の給与実態等について調査の上、人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。
- 4 職員給与については、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」は県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。  
本年の職種別民間給与実態調査の結果、月例給と特別給（ボーナス）のいずれも県内の民間給与が職員給与を上回っていました。このため、国の制度・構造に準じ、県内民間給与水準との較差解消を図ることとし、月例給及び期末手当・勤勉手当とも引き上げることとしました。
- 5 また、県民の皆様の期待と信頼に応え、県民本位の質の高いサービスを継続的に提供していくためには、職員一人一人がその能力を最大限に発揮し、能率的で活力ある組織であり続けることが重要です。このため、今回の人事管理に関する報告においては、人材の確保及び育成や教職員の負担軽減の推進をはじめとする働き方改革の推進など、人事管理上の諸課題に対する取組の必要性について言及しました。
- 6 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。  
勧告を通じて、日々、職務に精励している職員の適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や成果に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。
- 7 県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。  
また、県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告の意義と重要性について、御理解をいただきますようお願いいたします。

令和5年10月12日

島根県人事委員会  
委員長 丑久保 和彦



# 職員の給与に関する報告及び勧告の骨子

令和5年10月12日  
島根県人事委員会

## 【報告・勧告のポイント】

- 月例給の引上げ（1.03%）
- 期末手当及び勤勉手当（ボーナス）の引上げ（0.15月分）  
（月例給、ボーナスとも、2年連続の引上げ）

### 1. 給与勧告の意義と役割

- 人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするもの

### 2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内134民間事業所を対象に調査（完了率88.1%）

#### (1) 月例給 ～役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）～

民間給与（A）	職員給与（B）	較差 A-B ((A-B)/B×100)
354,189円	350,571円	3,618円 (1.03%)

※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていない。

#### (2) 特別給（ボーナス） ～民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給実績と比較～

民間の特別給（A）	職員の期末手当及び勤勉手当（B）	差（A-B）
4.29月分	4.15月分	0.14月分

### 3. 本年の給与改定〔勧告事項〕

#### (1) 月例給

- 県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ  
人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定【行政職の平均改定額・改定率】

現行給与月額	勧告後の給与月額	改定額（率）	改定額の内訳
350,571円	354,186円	3,615円 (1.03%)	給料 3,588円 はね返し分（注） 27円

（注）給料の改定に伴い手当額が増減する分

(2) 期末手当及び勤勉手当

- 県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.15月 → 4.30月  
期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

【一般の職員の支給月数】

		年間計	内 訳	
			6月期	12月期
令和5年度	期末手当	2.35月 (現行2.25月)	1.125月 (支給済み)	1.225月 (現行1.125月)
	勤勉手当	1.95月 (現行1.90月)	0.950月 (支給済み)	1.000月 (現行0.950月)
令和6年度以降	期末手当	2.35月	1.175月	1.175月
	勤勉手当	1.95月	0.975月	0.975月

(3) 初任給調整手当

- 医師及び歯科医師の初任給調整手当について、国の改定に準じて改定

(4) 実施時期

- 月例給及び初任給調整手当の改定は令和5年4月1日
- 期末手当及び勤勉手当の改定は令和5年12月1日

4. その他の給与上の課題

(1) 特殊勤務手当について

- 業務の実績や特殊性についてその現状を十分に把握した上で、それぞれの業務の特殊性を適切に反映した支給内容となるよう、見直すことが必要

(2) 通勤手当について

- 自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当については、本年の改定を行わないが、今後の燃料価格の動向については、引き続き注視が必要

(3) 在宅勤務等手当について

- 本県における在宅勤務の実施状況を踏まえ、慎重に検討することが必要

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

- 具体的な制度設計の詳細は、今後国において検討される予定であり、動向について引き続き注視が必要

(5) 会計年度任用職員の給与について

- 勤勉手当の支給について、法改正の趣旨等を踏まえた検討が必要
- 常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについて、国の取扱いを踏まえた検討が必要

【参 考】 職員の平均年間給与額 (行政職 平均年齢 41.9歳)

	現 行	勸 告 後	比 較
平均年間給与額	5,681,787円	5,794,556円	112,769円

(注) 年間給与は、給与月額12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したものである。

# 人事管理に関する報告の骨子

令和5年10月12日

島根県人事委員会

## 1. 働き方改革の推進

- 時間外勤務の上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視
- 教職員について、外部サポート人材を積極的に活用する等、負担軽減を図るための対策を進めるとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正を更に図ることが必要

## 2. 人材の確保及び育成

- 職員・教育職員・警察官の採用について、仕事の魅力ややりがい等について、より効果的な情報発信を積極的に行い、志望者を増やす取組を進めるとともに、必要に応じて試験制度の見直しを実施し、受験者確保を図ることが必要
- 障がい者活躍推進計画に定める取組を着実に実施し、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進めることが必要
- 職員の人材育成については、本庁係制の導入や定年引上げ、若手職員の増加を踏まえ、職員一人一人の能力が最大限に発揮できるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、取組をより一層進めていくことが必要

## 3. 能力・実績に基づく人事管理の推進

- 職員の意欲と能力を引き出すため、公正な人事評価制度の運用が重要。このため、評価を行う職員の評価・育成能力向上に向けた研修の充実や評価プロセスにおける評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを図り、職員個人の成長を組織としての課題解決能力に繋げていくことが必要

## 4. 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

### （1）女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

- 特定事業主行動計画に掲げた目標の達成に向けて、女性職員が希望する働き方を選択し、意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援など、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行することが必要
- 子どもが生まれた全ての男性職員が気兼ねなく育児に伴う休暇・休業を取得できる職場づくりをより一層進めていくことが必要

### （2）柔軟な働き方等への取組

- 柔軟な働き方を可能とする在宅勤務制度について、どのような制度とすることが望ましいのか効果や課題を検証していくことが必要

### （3）健康増進への取組

- 職員の健康管理を図るため、定期健康診断で精密検査の必要があるとされた全ての職員が検査を受けるよう、受診の勧奨等の取組を進めることが必要
- メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するなど、実効性のある対策の推進が必要。特に、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする環境づくりが必要

### （4）ハラスメント防止対策

- 職員一人一人のハラスメント防止に関する意識を高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進めることが必要
- 行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求に対しては、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることが必要

## 5. 定年の引上げ

- 60歳を超える職員の配置ポストや役割など職務のあり方を検討することが必要
- 定年引上げ期間中も、毎年度計画的に職員を採用し、職員の年齢構成のバランスが取れたものにしていくことが必要







島人委第255号

令和5年10月12日

島根県議会議長 園山 繁 様

島根県知事 丸山 達也 様

島根県人事委員会委員長

丑久保 和 彦

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理に関して別添のとおり報告し、併せて給与について勧告します。



# 目 次

<b>第 1 章 職員の給与等に関する報告</b>	1
I 職員の給与等に関する報告	1
1 職員給与等の状況について	1
2 民間給与等の状況について	4
3 物価及び生計費について	6
4 国家公務員及び都道府県職員の給与について	7
5 人事院勧告等の概要	7
6 職員給与と民間給与との比較	7
7 本年の給与改定	8
8 その他の課題	10
II 人事管理に関する報告	12
1 働き方改革の推進	12
2 人材の確保及び育成	16
3 能力・実績に基づく人事管理の推進	19
4 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）	19
5 定年の引上げ	24
III 勧告実施の要請	25
別紙 令和 5 年人事院勧告等の概要	27
<b>第 2 章 職員の給与に関する勧告</b>	33
<b>第 3 章 給与等に関する参考資料</b>	63
1 職員給与実態調査の概要	63
2 民間給与実態調査の概要	88
3 生計費及び労働経済関係	102
4 人事管理関係	106
<b>第 4 章 県職員の給与と人事委員会勧告</b>	109



# 第1章 職員の給与等に関する報告



# 第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和5年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきた。その結果の概要は次のとおりである。

## I 職員の給与等に関する報告

### 1 職員給与等の状況について

#### 職員給与実態調査の調査人員

全 県 職 員	調 査 対 象 職 員	調 査 対 象 外 職 員	
		再 任 用 職 員 休 職 者 等	企 業 局 職 員 病 院 局 職 員
14,972人	11,872人	1,850人	1,250人

#### (1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されている。その構成比をみると、中学校・小学校等教育職が35.3%と最も高く、以下、行政職31.5%、高等学校等教育職16.6%、公安職12.4%等の順となっている。

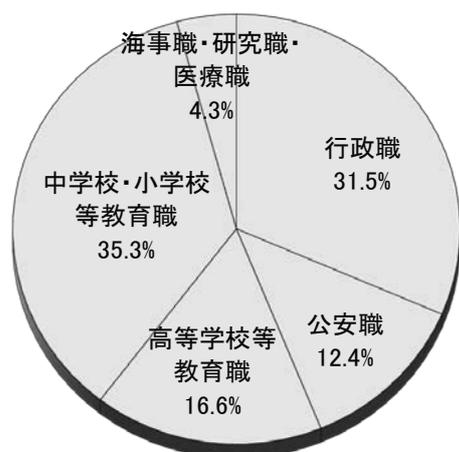
また、令和5年4月における職員の平均年齢は42.3歳（昨年42.6歳）となっており、近年下がり続けている。行政職の職員についてみると、平均年齢は41.6歳（同41.8歳）となっており、同様の傾向となっている。

### 給料表別職員数等

給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
行政職	3,737 (31.5%)	3,717 (31.1%)	41.6	41.8	20.0	20.2
公安職	1,467 (12.4%)	1,474 (12.3%)	38.1	38.0	17.0	16.8
海事職	45 (0.4%)	48 (0.4%)	36.3	36.6	16.9	17.1
研究職	225 (1.9%)	226 (1.9%)	42.7	42.5	19.7	19.5
医療職(1)	54 (0.5%)	49 (0.4%)	39.7	39.9	15.8	15.8
医療職(2)	102 (0.8%)	101 (0.8%)	43.0	42.4	19.3	18.4
医療職(3)	85 (0.7%)	87 (0.7%)	37.6	38.1	15.3	15.8
高等学校等教育職	1,967 (16.6%)	1,998 (16.7%)	45.5	45.3	22.7	22.4
中学校・小学校等教育職	4,190 (35.3%)	4,245 (35.5%)	43.2	43.8	20.3	20.9
合計	11,872 (100.0%)	11,945 (100.0%)	42.3	42.6	20.1	20.3

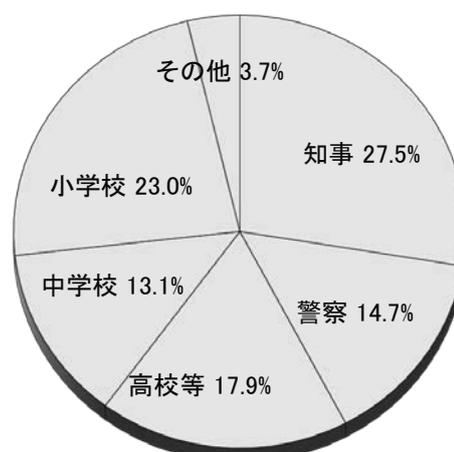
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



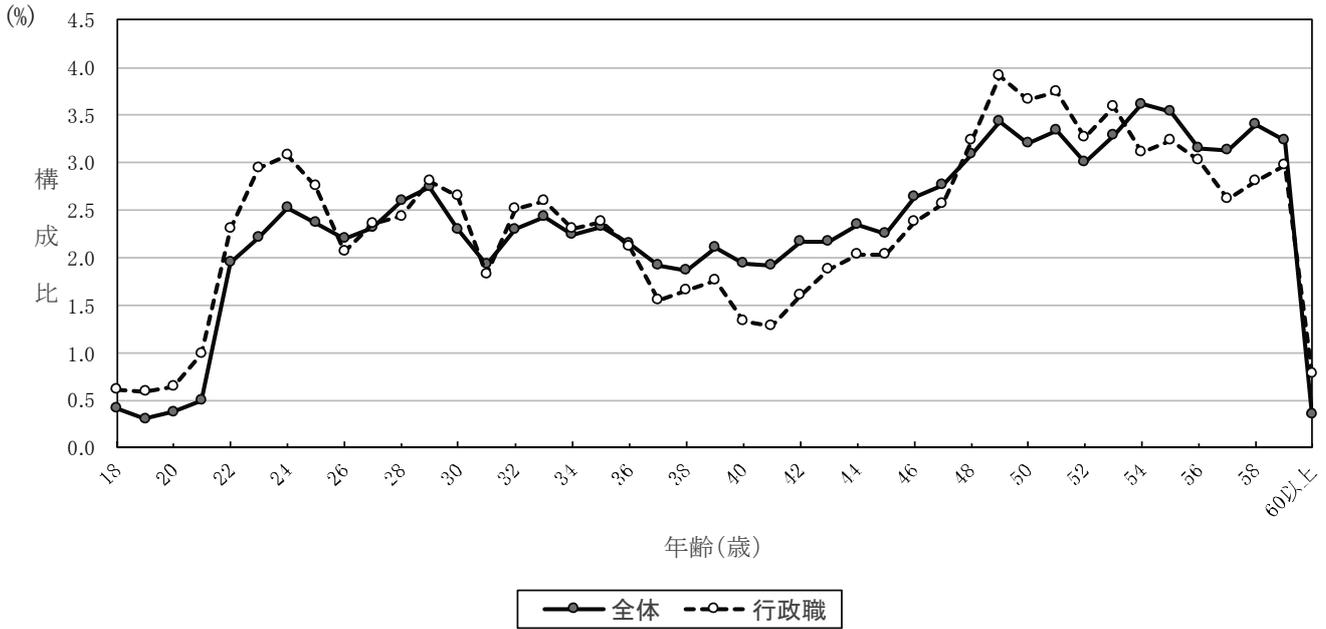
(参考資料第1表)

部局別職員構成比

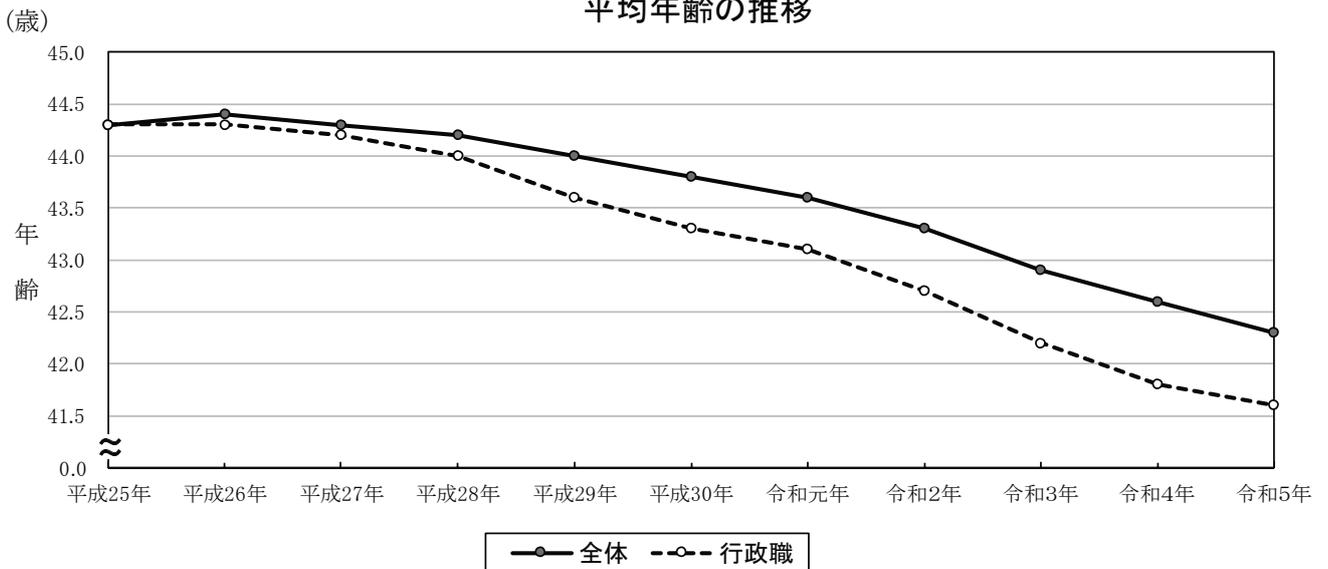


(参考資料第2表)

年齢別人員構成比



平均年齢の推移



## (2) 職員の給与

令和5年4月分の職員の平均給与月額額は376,893円で、昨年に比べ338円(0.1%)減少しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額額は343,042円で、昨年に比べ1,444円(0.4%)減少している。

これは、昨年に比べ平均年齢が低下したこと等による。

(参考資料第7表)

### 職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全職員		行政職の職員	
	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年
給 料	円 347,780	円 348,472	円 315,463	円 317,040
管 理 職 手 当	6,474	6,458	8,813	8,856
扶 養 手 当	9,506	9,719	8,662	9,064
地 域 手 当	585	546	623	639
住 居 手 当	5,313	5,146	5,097	4,713
特 地 勤 務 手 当	4,264	4,090	2,867	2,632
そ の 他	2,971	2,800	1,517	1,542
合 計	376,893	377,231	343,042	344,486

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

## 2 民間給与等の状況について

### 職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち行政職 相当職種
5,561人	373人	5,188人	4,285人

#### (1) 本年の民間給与実態調査の状況

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所244のうちから層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した134事業所を対象に「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種4,285人及び医師等職種903人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、88.1%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

## (2) 本年の給与改定等の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で58.7%(昨年56.5%)、高校卒で48.9%(同49.1%)となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で64.3%(同57.3%)、高校卒で63.8%(同43.4%)、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で35.7%(同42.7%)、高校卒で36.2%(同56.6%)となっている。(参考資料第22表)

また、一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は44.4%(昨年39.7%)、ベースアップを中止した事業所の割合は6.0%(同4.7%)となっている。

さらに、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は93.7%(同95.4%)、定期昇給を中止した事業所の割合は0.0%(同2.3%)であり、9割を超える事業所が定期昇給を実施している。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年より増加しており、人材確保の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

## 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	44.4 (39.7)	6.0 (4.7)	0.0 (0.9)	49.6 (54.7)
課長級	37.6 (32.9)	9.3 (8.8)	0.0 (0.0)	53.1 (58.3)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。  
2 ( ) 内の数字は、今年の割合である。

## 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	93.7 (97.7)	93.7 (95.4)	31.7 (41.0)	7.7 (3.7)	54.3 (50.7)	0.0 (2.3)	6.3 (2.3)
課長級	90.8 (89.4)	90.8 (87.1)	25.3 (35.6)	7.8 (3.3)	57.7 (48.2)	0.0 (2.3)	9.2 (10.6)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
2 ( ) 内の数字は、今年の割合である。

### 3 物価及び生計費について

原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響等により、物価は継続して上昇しており、本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国で3.5%、松江市で4.0%と大きく上昇した。

また、標準的な生活の水準を求めるため、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ119,650円、164,820円及び209,980円となっている。

最近の物価の上昇は3%を超える大きなものとなっており、今後、物価の動向や、これを受けた民間給与の状況や生活面への影響がどうなっていくのか、注視していく必要がある。(参考資料第29表、第30表)

#### 4 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和4年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.9であった。

本県のラスパイレス指数は98.1（令和3年98.5）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

#### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（令和4年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	19
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	98.9
島根県	98.1

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

#### 5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与等について報告及び勧告したが、その概要は別紙のとおりである。

#### 6 職員給与と民間給与との比較

##### (1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対

比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与354,189円に対して職員給与は350,571円であり、職員給与が3,618円（1.03%）下回っている。（参考資料第17表）

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差 A－B（(A-B)/B×100）
354,189円	350,571円	3,618円（1.03%）

（注） 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員給与の額は1（2）の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

## （2）特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.29月分に相当していた。これは、昨年（4.15月分）より増加しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数（4.15月）を0.14月分上回っている。（参考資料第25表）

#### 職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末手当及び勤勉手当（B）	差（A－B）
4.29月分	4.15月分	0.14月分

## 7 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

## (1) 月例給について

前記6(1)のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与を3,618円(1.03%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を低減させる形で引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

## (2) 期末手当及び勤勉手当について

前記6(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.15月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.29月分)を0.14月分下回っている。

よって、職員の期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.15月分引き上げることが適当と判断した。

引上げにあたっては、国の支給割合との均衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当を0.1月分、勤勉手当を0.05月分引き上げ、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ0.05月分ずつ、勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

### (3) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

## 8 その他の課題

### (1) 特殊勤務手当について

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、業務の実績や特殊性についてその現状を十分に把握したうえで、それぞれの業務の特殊性を適切に反映した支給内容となるよう、見直しを行う必要がある。

### (2) 通勤手当について

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当については、昨今のガソリン価格の上昇を踏まえ、その改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、現行手当額改定時と比較して燃費が向上していることや、国及び他の都道府県の手当額と比較しても概ね均衡しており改定が必要と認められる状況ではないこと、国においても改定の勧告がなされなかったことから、本年については改定を行わないこととする。

なお、今後の燃料価格の動向が不透明であることから、引き続き注視していく必要がある。

### (3) 在宅勤務等手当について

本年の人事院勧告において、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対する在宅勤

務等手当を新たに設けることが示された。

本県における在宅勤務の実施状況を踏まえ、他の都道府県の手当導入状況等を参考としつつ、慎重に検討していく必要がある。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

本年の人事院報告において、給与制度のアップデートの概要として、行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、より職務や個人の能力・実績に応じた体系となることを方針とした「令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案」が示された。

骨格案においては、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」を念頭に、主に取り組む事項が示されたところであるが、具体的な制度設計の詳細は今後検討される予定であることから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

#### (5) 会計年度任用職員の給与について

国は、本年5月に地方自治法を改正し、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を令和6年度から可能とした。

これに伴い、任命権者においては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、法改正の趣旨等を踏まえ、検討を進める必要がある。

あわせて、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての成績率の取扱いや人事評価の結果の活用等の具体的な支給方法については、職種や業務内容が多岐にわたるため、十分な検討を行う必要がある。

また、国は、非常勤職員の給与について、常勤職員との均衡をより一層確保することを目的として、本年4月に非常勤職員の給与に関する指針を改正し、給与法等の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、常勤職員に準じて改定するよう努める旨を追加した。

これに伴い、本県においても、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについて、国の取扱いを踏まえ、検討を行う必要がある。

## Ⅱ 人事管理に関する報告

### 1 働き方改革の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

#### (1) 長時間勤務の是正

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上、真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が押し進められている。

さらに、知事部局においては月の途中で個人毎の時間外勤務の状況を確認し、総務部と各部局が連携して、改善策の共有や長時間勤務是正に向けた取組を行っているほか、毎月の部局長会議において、各部局の長時間勤務職員数（月80時間超、月45時間超）を報告し、各部局に改善を求める等、時間外勤務縮減に向けた取組が進められている。<sup>(注1)</sup>

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応があったものの、全庁的に取り組む体制を構築する等の取組を進めたことにより、時間

外勤務は前年度に比べ減少した。さらに、令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが第5類感染症に変更されたことに伴う業務負担軽減や、これまでの取組の成果により、第1四半期における時間外勤務は前年度の同時期と比べ減少している。

本委員会としては、時間外勤務の状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

(注1)

1 月45時間を超える時間外勤務を行った職員の延べ人数(病院局を除く。)

R2年度: 2,631人 R3年度: 3,528人 R4年度: 2,925人

2 「1」の内、月100時間又は月平均80時間超の時間外勤務を行った職員の延べ人数(病院局を除く。)

R2年度: 273人 R3年度: 579人 R4年度: 471人

## (2) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点のもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認されている。

本委員会でも、昨年8月に県立の高等学校を、本年7月には県内の小学校、中学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、教職員と部活動の関わりやICTを活用した業務負担の軽減、教育活動における地域との連携の現状など、教職員の勤務状況等についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があることを確認した。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、時間外勤務時間を全学種平均で1人あたり月45時間、年360時間以内とする目標に向け、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ(小中学校)及び業務アシスタント(高等学校)の配置、全

日制普通科高等学校すべてに主幹教諭を県単独で加配する等、総合的な取組が行われた。

令和4年度には、3年間の取組の検証が行われ、プラン策定前は月65.1時間であった1人あたりの時間外勤務時間の平均が令和3年度には月36.6時間まで減少するなど、一定の成果が見られた。

一方で、時間外勤務について、学校種・学校規模・職種による差異<sup>(注1)</sup>や教職員間での二極化の傾向があること、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合が令和元年度に比べ減少している<sup>(注2)</sup>ことなど、新たな課題も明らかになった。

今回の検証等を踏まえ、教育職員が担うべき業務については、専門的知見を基に困難事案について教育職員を支えるスクールロイヤーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを、また、教育職員以外でも担うことができる業務については、教育職員の業務を代わって行うスクールサポートスタッフや学校アシスタント等、外部サポート人材を活用することにより、負担の軽減を図る必要がある。併せて、教職員間での二極化を解消するために、業務の平準化に関する好事例の収集・展開等を図り、教職員一人一人が担う業務の適正化を推進する必要がある。

これらの取組を進め、更なる時間外縮減を図るとともに、教職員が児童・生徒と向き合える時間を確保していく必要がある。

また、令和4年10月に4校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 各1校）を対象に実施された教職員の持ち帰り仕事の実態調査では、約7割の教職員が持ち帰り仕事を行っていたとの結果となった。当該調査は限られた範囲での調査であったことから、令和5年度には、持ち帰り仕事の実態について幅広く調査を行うこととされている。持ち帰り仕事の有無や時間、内容について分析を行い、当該分析結果を踏まえて教職員の働き方改革の取組を進めていく必要がある。

部活動のあり方については、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示された。国の方針も踏

まえつつ、部活動の適正な運営の在り方を検討し、教職員の部活指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員や外部指導者の確保は時間外勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、本年8月に中央教育審議会の特別部会で「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が取りまとめられた。この提言の内容等も踏まえながら、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則などに定められた時間外在校時間の上限時間を超えないよう業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

なお、教職員の負担軽減の推進は、教育委員会や教職員の努力だけで達成することは難しく、地域社会の理解と協力を得ることが重要であると認識している。

本委員会としても、教職員の心身の健康保持が図られ、やりがいを感じながら児童・生徒と向き合うことができる環境の整備が図られるよう、取組状況を注視していく。

(注1) 時間外勤務の状況（令和3年度）

1 学校種別時間外勤務の時間数ごとの人数分布の状況（月平均）

学 校 種	15h 未満	15～30h 未満	30～45h 未満	45～60h 未満	60～80h 未満	80h以上
小 学 校	27%	24%	21%	14%	10%	4%
中 学 校	17%	20%	18%	17%	15%	13%
高 等 学 校	20%	20%	18%	14%	13%	15%
特別支援学校	39%	31%	20%	7%	3%	0%

2 学校規模別の時間外勤務状況（高等学校のみ）（月平均）

	1 学年 2 学級以下	1 学年 3 ～ 4 学級	1 学年 5 学級以上
全高等学校の平均	37.9h	42.2h	51.1h
普通高等学校の平均	36.9h	48.2h	57.2h

### 3 職種別時間外勤務の状況（月平均）

学 校 種	校 長	教 頭	主幹教諭	教 諭	養護教諭	栄養教諭
小・中学校	32.1h	49.6h	56.9h	42.0h	26.3h	22.0h
高等学校	34.6h	52.5h	70.1h	45.8h	19.5h	-
特別支援学校	28.2h	47.7h	35.8h	21.3h	10.7h	12.3h

※1 教諭には助教諭・講師を含む。

※2 養護教諭には養護助教諭を含む。

※3 栄養教諭には学校栄養職員を含む。

(注2) ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合（全校種）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
57%	64%	42.6%

## 2 人材の確保及び育成

### (1) 人材の確保

#### ア 職員の採用

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が減少している。

このため、これまでも、特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を伝えるため、新たなWebサイトの開設、就職説明会の開催、島根県庁短期仕事体験や学生との座談会の実施等、任命権者と連携のうえ、より効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいる。

このような取組を行っているものの、大学卒業程度試験の受験者は昨年度と比べ減少し<sup>(注1)</sup>、一部の技術系職種については受験者数が採用予定者数を下回るなど、人材の確保が困難な状況となっている。特に獣医師については、毎年度10名程度の欠員が生じており、人材の確保が大きな課題となっている。

今後も任命権者と連携し、県職員の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信するなど県職員を志望する者を増やす取組を進めるとともに、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを行うこ

とで受験者確保を図っていく。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大し実施しているところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、策定している障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を推進している。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じる事ができる職場づくりを進める必要がある。

(注1) 4月と6月に実施した大学卒業程度採用試験第一次試験受験者数の比較  
R4年度：472人 R5年度：433人

## イ 教育職員の採用

全国的に教育職員の不足が問題となっており、本県においても令和5年4月1日時点で公立学校において37名の欠員が生じる等、人材の確保が大きな課題となっている。

教育職員が不足する要因として、志望者の減少等により、必要数に見合った教育職員を確保できないことが挙げられる。

このため、教育委員会では新たな試験制度の導入、教員の魅力を発信するポータルサイトの開設等、教員志望者の裾野を広げる取組を行っている。

さらに、志望者減少の背景として長時間勤務等、勤務環境への懸念・不安等も存在していると考えられることから、働き方改革にも取り組んでいる。

また、これまで教育現場を支えてきた講師や再任用職員の確保が困難になっていることも教育職員の不足の要因となっている。

このため、働き方改革をより一層進めるとともに、教員志望者を増やす

ための魅力発信、受験者確保のための試験制度の見直しなど総合的に取組を行っていく必要がある。

## ウ 警察官の採用

警察官採用試験の受験者は、近年、大幅に減少しており人材確保が厳しい状況となっている。

このため、県内外の大学及び専門学校や県内高校への訪問、オンラインによる説明会の実施、職業体験の実施、若手職員の人脈を活かした採用募集活動、SNS等を活用した情報発信等の活動を積極的に行い、受験者確保のための取組を強化している。

また、結婚や出産、介護等でやむを得ず警察官を退職した人で、再び警察官として勤務したいと考えている方を対象とした警察官（再採用）試験を実施する等、人材確保を図っている。

今後も、警察官の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信していくとともに、必要に応じて試験制度の見直しを検討していく必要がある。

## （２）人材の育成

人口減少・少子高齢化が進む中、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に答えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

職員の人材育成については、令和5年4月に人材育成基本方針が改定され、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

令和5年度からは、本庁係制や定年引上げを踏まえ、「新任係長・主幹研修」、60歳を迎える職員向け研修を実施するなど新たな取組も行われている。

今後、管理職や課長補佐級を担う職員が減少し、若手職員が増加することが見込まれることから、管理職を見据えた職員の育成を進めるとともに、職

員一人一人の能力が最大限に発揮されるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、人材育成の取組を一層進めていく必要がある。

### 3 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人事異動や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが必要である。

そのため、地方公務員法が改正され、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられている。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、地方公務員法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、令和5年度からすべての任命権者において、勤勉手当及び昇給に活用が図られている。

職員の意欲と能力を引き出すためには、公正な人事評価制度の運用が不可欠である。

このため、評価を行う職員の評価・育成能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、期首面談での目標等の共通認識、期末面談での評価結果のフィードバック等を通じて、評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図り、職員個人の成長を組織としての課題解決能力に繋げていく必要がある。

### 4 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

本県においては、令和2年3月に、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画-島根県特定事業主行動計画-」（以下、「特定事業主行動計画」という。）が策定され、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実し

た生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

## (1) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

### ア 女性職員の能力発揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし発揮していくために、多様な部署への積極的な配置や、個々の持つ能力や強みを活用して管理職への登用を行う等、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲をもって働くことのできる職場環境づくりが進められている。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組も進められている。

このような取組の結果、知事部局における職員の管理職に占める女性の割合、教育委員会における初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合はいずれも着実に増加している。(注1)

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを感じながら活躍することができるよう、取組状況を注視する。

(注1) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

1 職員の管理職に占める女性の割合(知事部局等) (目標値 15%)  
R2年: 12.4% R3年: 13.0% R4年: 14.1% R5年: 14.8%

2 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合(教育委員会) (目標値 15%)  
R2年: 13.6% R3年: 14.8% R4年: 16.3% R5年: 17.2%

### イ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。(注2)

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じ

た支援を充実させていくことも重要である。

令和4年4月1日に改正施行された職員の育児休業等に関する条例において、任命権者に対して、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置が義務づけられた。これを受け、取得を希望する男性職員すべてが職場に気兼ねなく育児休業を取得できるよう、配偶者が妊娠した男性職員から「育児休業等取得計画書」を提出してもらうこととされた。所属においては、育児休業等の計画が1か月に満たない場合は、業務調整等が支障になっていないかなどその理由を確認するとともに、職員が不在にする間の「職場対応計画書」を作成するという新たな取組が始められている。

取組の効果もあり、知事部局における男性職員の育児休業取得率は近年、大幅に上昇している。(注3)

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が図られるだけではなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進めるうえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼ねなく取得できる職場づくりをより一層進めていく必要がある。

(注2) (注3) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

- 1 年次有給休暇の年間平均取得日数(目標値15日)  
知事部局 R元年:12.5日 R2年:12.1日 R3年:12.4日 R4年:12.3日  
教育委員会 H30年:11.1日 R元年:10.5日 R2年:9.5日 R3年:11.9日  
警察 R元年:10.9日 R2年:13.3日 R3年:13.4日 R4年:13.3日
- 2 男性職員の育児休業取得率(目標値 知事部局等 30%、その他 13%)  
知事部局等 R元年:17.1% R2年:36.0% R3年:48.1% R4年:64.6%  
教育委員会・病院局 R元年:5.8% R2年:4.0% R3年:10.1% R4年:16.6%  
警察 R元年:- R2年:16.3% R3年:17.5% R4年:27.3%
- 3 男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合(県全体)(目標値50%)  
R元年:16.8% R2年:27.4% R3年:34.0% R4年:42.9%

## (2) 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得

を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、職員の希望や事情に応じて柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から時差出勤勤務制度が導入され、令和5年度には制度の更なる拡充が行われ、より柔軟な働き方が可能となった。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されることとなり、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始され、令和3年12月には、在宅勤務制度をより柔軟に活用できるよう、職員の意見を踏まえ申請手続きの見直しが行われた。

今後も、柔軟な働き方の推進と公務能率の向上を図るうえで、どのような制度とすることが望ましいのか課題を検証していく必要がある。

なお、令和5年度の人事院勧告において柔軟な働き方を実現するための取組として、令和7年4月からフレックスタイム制により週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする制度を導入することが示された。さらに、同勧告において、人事院規則に勤務間インターバル確保の努力義務規定を設け、令和6年4月から施行することを目指すことが示された。

このため、これらの制度について国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

### **(3) 健康増進への取組**

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。

近年、心身の不調により長期の休暇・退職をする職員が増加していることから、健康増進の取組を進めていく必要がある。

#### **ア 健康管理**

定年の引上げにより、今後、高齢層職員が増加していくことが見込まれ

ることから、これまで以上に健康管理施策を推進していく必要がある。

令和4年度はすべての職員が定期健康診断を受診しているが、受診の結果、精密検査の必要があるとされた職員のうち、実際に精密検査を受診した者は約7割となっている。

職員の健康管理を図るためにも、精密検査の必要があるすべての職員が検査を受けるよう、受診の勧奨等の取組を進めていく必要がある。

## イ メンタルヘルス対策

精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が増加しており、令和4年度は長期の休暇・休職をした職員のうち、7割を超える者が精神疾患を理由とするものとなっており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっている。

また、精神疾患を理由に長期休暇・休職をする職員のうち、20代の職員の占める割合が高いことから、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、令和5年度からは高ストレス職場に対する職場環境改善の取組に十分な時間を確保するため、これまで10月に実施していたストレスチェックの一斉実施を7月に前倒しするなど、取組のさらなる強化を図っている。

今後もメンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

## (4) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメント

の防止に関して、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を作成し、研修の実施、相談窓口の複数設置、専門相談員の配置などの取組を行うとともに、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実など対策の強化を図っている。

しかしながら、令和4年度に知事部局で実施されたハラスメントの職員アンケートでは、ハラスメントを受けたと感じたことがある職員のうち、約3割の職員が誰にも相談していないという結果となっている。

このため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、職員が安心して働ける職場環境をつくるため、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求については、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要がある。

## 5 定年の引上げ

職員の定年については、今年度から2年に1歳ずつ引き上げられ、令和13年度には65歳まで引き上げられることとなっている。

さらに、定年引上げに併せて、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度、60歳に達した職員に係る給与制度及び退職手当制度の改正等が行われている。

今後は、60歳以降も高い意欲と希望を持って働くことができることや、これまでの職務経験を活かして若手・中堅職員の人材育成に寄与することなどに考慮しつつ、島根県の組織全体の活性化が図られるよう、配置ポストや役割など職務のあり方を検討する必要がある。

また、定年引上げ期間中についても、毎年度計画的に職員を採用し、職員の年齢構成のバランスが取れたものにしていく必要がある。

### Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

厳しい県財政の下、職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

そうした中で、島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指して、職員は県民の期待と信頼に応えるべく日々職務に精励している。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織の活力向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に御理解をいただき、また、今後の公務組織を支える人材確保も重要であることを踏まえて、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。



別紙

令和5年人事院勧告等の概要



## 基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組



職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策



多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

## 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

### 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

### 課題への対応

#### 民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致  
幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化  
交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実  
民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

#### 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

#### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討  
優秀な新規卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現  
潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

令和6年  
給与アップデート

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討  
非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

## 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進  
人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 令和6年  
給与アップデート  
役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大幅増額化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

## 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等  
個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

#### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

#### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて  
勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

#### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

#### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

## I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

## II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

## III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

## IV 施行日

令和7年4月1日

# 令和5年 給与勧告の骨子

## 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給とともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

#### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

#### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

## 2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ  
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

### ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

### その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

## 3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

### 手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

## 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

### 【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p><b>1 人材の確保への対応</b></p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規卒卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新卒初任給の引上げ</li> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ</li> <li>・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ</li> </ul> <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)</li> <li>・ 特定任期付職員のボーナス拡充</li> <li>・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給</li> </ul>	<p><b>2 組織パフォーマンスの向上</b></p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)</li> <li>・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し</li> <li>・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大</li> <li>・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)</li> </ul> <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域手当の大きくくり化</li> <li>・ 新幹線通勤に係る手当額見直し</li> <li>・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大</li> </ul>	<p><b>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</b></p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 扶養手当の見直し</li> <li>・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】</li> <li>・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)</li> <li>・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)</li> </ul>
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討



## 第2章 職員の給与に関する勧告



## 第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

#### （1）給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### （2）諸手当

##### ア 初任給調整手当について

（ア）医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を415,600円とすること。

（イ）医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

##### イ 期末手当及び勤勉手当について

（ア）令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.225月分（特定管理職員にあつては、1.025月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0月分（特定管理職員にあつては、1.2月分）とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.625月分（特定管理職員にあつては、0.525月分）とすること。

（イ）令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.175月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ0.975月分ずつ）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分ずつ（特定管理職員にあつては、それぞれ1.175月分ずつ）とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期

末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分ずつ（特定管理職員にあっては、それぞれ0.5月分ずつ）とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

### （1）給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### （2）期末手当について

#### ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

#### イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分ずつとすること。

## 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

### （1）給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### （2）特定任期付職員の期末手当について

#### ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

#### イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分ずつとすること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の（2）のイの（ア）、2の（2）のア及び3の（2）のアについては令和5年12月1日から、1の（2）のイの（イ）、2の（2）のイ及び3の（2）のイについては令和6年4月1日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,224	209,443	242,571	273,484	297,450	325,342	368,036	413,147	463,091
	2	164,332	211,155	244,082	275,096	299,564	327,557	370,654	415,564	466,213
	3	165,540	212,867	245,491	276,606	301,578	329,772	373,071	418,081	469,234
	4	166,648	214,377	246,901	278,217	303,491	331,786	375,487	420,498	472,254
	5	167,756	215,887	248,110	279,727	305,304	333,800	377,401	422,411	475,275
	6	168,863	217,700	249,721	281,439	307,116	335,814	379,918	424,525	478,296
	7	169,971	219,412	251,231	283,252	308,727	337,727	382,234	426,640	481,317
	8	171,079	221,124	252,641	285,064	310,338	339,640	384,751	428,855	484,438
	9	172,086	222,634	253,748	286,776	311,950	341,554	387,168	430,768	487,157
	10	173,495	224,144	255,158	288,689	314,165	343,567	389,786	432,883	490,279
	11	174,804	225,655	256,669	290,502	316,380	345,581	392,404	434,998	493,299
	12	176,113	227,165	257,978	292,314	318,394	347,595	395,022	436,911	496,421
	13	177,322	228,373	259,287	294,127	320,408	349,408	397,338	438,623	499,140
	14	178,832	229,783	260,495	295,738	322,422	351,422	399,654	440,435	501,456
	15	180,342	231,193	261,703	297,147	324,335	353,335	401,869	442,348	503,772
	16	181,954	232,603	262,912	298,557	326,248	355,248	404,185	444,261	506,088
	17	183,061	234,012	264,120	300,068	328,161	356,960	405,998	446,074	508,101
	18	184,471	235,623	265,429	302,082	330,175	358,974	407,911	447,886	509,511
	19	185,881	237,134	266,738	304,095	332,088	360,786	409,824	449,699	511,022
	20	187,290	238,544	268,047	305,908	334,001	362,699	411,637	451,411	512,431
	21	188,599	239,752	269,457	307,620	335,713	364,612	413,449	453,223	513,640
	22	190,915	241,363	270,967	309,533	337,727	366,526	415,262	454,734	515,049
	23	193,131	242,873	272,578	311,446	339,741	368,439	417,074	456,143	516,560
	24	195,346	244,283	274,089	313,259	341,654	370,352	418,887	457,654	518,070
	25	197,561	245,290	275,700	314,970	343,064	372,265	420,498	459,063	519,178
	26	199,273	246,800	277,411	316,984	344,977	374,178	422,008	460,372	520,285
	27	200,783	248,110	279,023	318,998	346,890	376,092	423,518	461,681	521,494
	28	202,294	249,318	280,634	320,911	348,804	378,005	425,029	462,890	522,702
	29	203,804	250,425	282,245	322,623	350,415	379,515	426,539	463,897	523,709
	30	205,214	251,432	283,755	324,637	352,328	381,328	427,848	464,602	524,615
	31	206,624	252,339	285,266	326,651	354,140	383,140	429,157	465,407	525,521
	32	208,033	253,245	286,776	328,665	355,953	384,751	430,366	466,112	526,428
	33	209,443	254,151	287,884	329,873	357,765	386,463	431,574	466,817	527,233
	34	210,752	255,057	289,495	331,887	359,578	387,873	432,883	467,622	528,140
	35	212,061	255,863	291,005	333,800	361,290	389,283	434,192	468,327	528,844
	36	213,370	256,669	292,516	335,814	363,001	390,692	435,400	468,931	529,348
	37	214,679	257,373	293,925	337,727	364,411	392,102	436,609	469,435	530,053
	38	215,887	258,481	295,536	339,640	365,720	393,310	437,414	470,039	530,657
	39	217,096	259,689	297,147	341,554	367,029	394,519	438,220	470,643	531,462
	40	218,203	260,797	298,759	343,467	368,439	395,526	439,025	471,247	532,067

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	219,311	262,005	300,269	345,279	369,546	396,633	439,630	471,751	532,570
	42	220,419	263,214	301,880	347,192	370,453	397,841	440,334	472,254	
	43	221,426	264,321	303,391	349,005	371,460	398,949	441,039	472,657	
	44	222,433	265,429	304,901	350,817	372,567	400,057	441,744	472,959	
	45	223,339	266,537	306,512	352,328	373,373	400,762	442,550	473,261	
	46	224,245	267,644	308,123	353,738	374,279	401,466	443,355		
	47	225,151	268,752	309,734	355,147	375,185	402,171	443,758		
	48	226,058	269,759	311,245	356,658	375,991	402,876	444,463		
	49	226,964	270,766	312,151	358,168	376,796	403,480	444,966		
	50	227,870	271,773	313,661	358,974	377,602	404,085	445,369		
	51	228,776	272,780	315,172	359,981	378,408	404,588	445,772		
	52	229,683	273,686	316,783	360,987	379,112	404,991	446,175		
	53	230,488	274,592	318,394	361,894	379,817	405,394	446,577		
	54	231,394	275,498	320,005	363,001	380,522	405,696	446,980		
	55	232,301	276,405	321,515	363,908	381,227	405,998	447,383		
	56	233,106	277,311	323,026	364,915	381,932	406,300	447,685		
	57	233,408	278,217	324,436	365,821	382,435	406,602	447,987		
	58	234,214	279,123	325,644	366,526	383,039	406,904	448,390		
	59	234,919	280,030	326,752	367,231	383,644	407,206	448,692		
	60	235,523	280,936	327,859	367,835	384,348	407,508	448,994		
	61	236,127	281,943	328,564	368,237	384,751	407,810	449,296		
	62	236,832	282,950	329,470	368,842	385,456	408,112			
	63	237,436	283,856	330,276	369,546	386,060	408,414			
	64	237,939	284,762	331,081	370,251	386,664	408,716			
	65	238,443	285,266	331,887	370,553	387,067	409,019			
	66	238,946	285,970	332,290	371,258	387,671	409,321			
	67	239,450	286,675	332,894	371,963	388,276	409,623			
	68	240,054	287,582	333,599	372,567	388,880	409,925			
	69	240,557	288,589	334,404	372,869	389,283	410,126			
	70	241,061	289,394	335,109	373,474	389,786	410,428			
	71	241,564	290,200	335,814	374,178	390,289	410,730			
	72	242,068	291,005	336,418	374,783	390,894	410,932			
	73	242,571	291,710	336,922	375,085	391,196	411,133			
	74	243,075	292,213	337,526	375,689	391,598	411,435			
	75	243,478	292,616	338,029	376,394	392,001	411,737			
	76	243,981	293,019	338,633	376,998	392,404	411,939			
	77	244,485	293,220	338,936	377,401	392,706	412,140			
	78	244,988	293,523	339,439	377,904	393,008	412,442			
	79	245,491	293,724	339,842	378,508	393,310	412,744			
	80	245,995	294,026	340,245	379,012	393,512	412,946			
	81	246,398	294,227	340,647	379,515	393,713	413,147			
	82	246,901	294,429	341,151	380,119	394,015	413,449			
	83	247,304	294,731	341,654	380,623	394,317	413,751			
	84	247,707	294,932	342,158	380,925	394,519	413,953			
	85	248,110	295,234	342,460	381,328	394,720	414,154			
	86	248,512	295,536	342,863	381,831	395,022				
	87	248,915	295,838	343,366	382,234	395,324				
	88	249,318	296,141	343,769	382,637	395,526				

	89	249,721	296,443	344,071	383,039	395,727				
	90	250,224	296,845	344,474	383,543	396,029				
	91	250,526	297,147	344,977	383,946	396,331				
	92	250,828	297,550	345,380	384,348	396,532				
	93	251,130	297,752	345,581	384,651	396,734				
	94		297,953	345,984						
	95		298,255	346,488						
	96		298,658	346,890						
	97		298,859	347,092						
	98		299,161	347,494						
	99		299,564	347,897						
	100		299,967	348,199						
	101		300,168	348,501						
	102		300,470	348,904						
	103		300,873	349,307						
	104		301,175	349,710						
	105		301,377	350,213						
	106		301,679	350,616						
	107		302,082	351,019						
	108		302,384	351,422						
	109		302,585	351,925						
	110		302,988	352,328						
	111		303,391	352,630						
	112		303,693	352,932						
	113		303,894	353,435						
	114		304,095							
	115		304,397							
	116		304,800							
	117		305,002							
	118		305,203							
	119		305,505							
	120		305,807							
	121		306,210							
	122		306,411							
	123		306,713							
	124		307,016							
	125		307,318							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		190,009	217,700	257,978	277,512	292,717	318,394	360,484	393,914	445,470

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附則第4項に規定する職員を除く。

## 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,405	205,516	229,481	267,141	304,599	328,765	354,241	387,269	427,949
	2	191,217	207,228	231,495	268,651	306,411	330,880	356,456	389,484	429,761
	3	193,131	209,040	233,307	270,061	308,123	332,894	358,672	391,397	431,675
	4	194,842	210,853	235,120	271,471	309,936	334,908	360,585	393,310	433,588
	5	196,252	212,766	237,134	272,981	311,446	336,922	362,498	395,022	434,998
	6	198,165	214,880	238,644	274,290	313,259	338,432	364,512	397,036	436,609
	7	199,978	217,196	240,155	275,498	315,172	339,942	366,526	398,848	438,220
	8	201,891	219,412	241,766	276,707	317,085	341,453	368,338	400,661	439,730
	9	203,502	221,325	243,679	277,714	318,696	342,963	370,050	402,373	441,140
	10	205,214	223,439	245,290	278,922	320,710	345,179	372,064	404,286	442,852
	11	206,926	225,554	247,002	280,130	322,724	347,394	374,078	406,300	444,463
	12	208,637	227,367	248,512	281,238	324,738	349,408	376,092	408,314	445,873
	13	210,349	229,179	250,224	282,345	326,651	351,220	377,904	409,925	446,779
	14	212,363	230,992	252,137	283,654	328,262	353,234	379,918	412,039	448,390
	15	214,478	232,703	253,950	284,661	329,772	355,147	381,932	414,053	450,202
	16	216,492	234,314	255,762	285,668	331,283	357,060	383,946	416,168	452,015
	17	218,606	236,228	257,071	286,373	332,793	358,974	385,557	417,880	453,525
	18	220,419	237,637	258,582	287,783	335,008	360,987	387,571	419,491	455,338
	19	222,332	239,047	260,092	289,092	337,123	362,901	389,484	421,102	457,150
	20	224,245	240,457	261,502	290,401	339,238	364,915	391,498	422,713	458,862
	21	226,158	242,068	262,912	291,408	340,949	366,626	393,210	424,223	460,473
	22	227,971	243,578	263,717	292,415	342,762	368,540	395,324	425,834	462,185
	23	229,582	245,189	264,523	293,623	344,574	370,352	397,338	427,244	463,796
	24	231,092	246,800	265,429	294,731	346,387	372,265	399,352	428,654	465,609
	25	233,005	248,412	266,335	295,637	348,300	373,977	400,862	429,761	467,119
	26	234,415	250,023	267,443	297,147	350,314	375,991	402,876	431,171	468,529
	27	235,724	251,634	268,550	298,759	352,227	378,005	404,890	432,682	470,039
	28	237,134	253,144	269,457	300,269	354,040	380,019	407,005	434,192	471,348
	29	238,846	254,151	270,262	301,880	355,852	381,831	408,515	435,501	472,556
	30	240,557	255,662	271,269	303,592	357,967	383,946	410,328	437,213	473,261
	31	242,169	257,172	272,377	305,304	359,779	385,960	411,939	438,824	473,966
	32	243,679	258,582	273,283	307,016	361,692	387,973	413,650	440,435	474,671
	33	245,189	259,790	273,786	308,325	363,102	389,786	415,262	441,845	475,174
	34	246,901	260,797	274,995	309,936	365,116	391,901	416,772	443,557	475,980
	35	248,512	261,703	276,002	311,647	367,029	393,914	418,282	445,268	476,685
	36	250,123	262,609	277,009	313,259	369,043	395,828	419,692	446,879	477,289
	37	251,130	263,616	277,613	314,870	370,956	397,539	420,900	448,289	477,591
	38	252,641	264,825	278,519	316,279	373,071	398,949	422,411	448,994	478,195
	39	254,151	265,932	279,325	317,790	374,984	400,258	423,921	449,699	478,699
	40	255,561	266,738	280,130	319,300	376,998	401,567	425,331	450,404	479,202
	41	256,769	267,644	280,936	320,609	378,911	402,574	426,841	450,807	479,706
	42	257,675	268,651	281,943	322,120	381,026	403,682	428,150	451,411	480,108
	43	258,582	269,658	282,849	323,630	383,039	404,689	429,359	452,116	480,511
	44	259,387	270,464	283,654	325,140	385,053	405,696	430,567	452,720	480,914
	45	260,193	271,068	284,460	326,651	386,765	406,803	431,574	453,525	481,216
	46	261,200	272,175	285,668	328,363	388,477	408,012	432,279	454,230	
	47	262,106	273,082	286,877	330,074	390,088	409,119	433,084	454,734	
	48	262,710	274,189	288,186	331,686	391,699	410,227	433,890	455,237	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	263,314	274,894	289,595	333,095	392,907	411,435	434,393	455,741
	50	264,221	275,800	291,207	334,505	393,914	412,241	434,796	456,043
	51	265,127	276,707	292,516	335,915	394,921	413,046	435,199	456,345
	52	266,033	277,512	293,825	337,526	395,928	413,650	435,501	456,747
	53	266,537	278,318	295,234	339,036	397,036	414,154	435,803	457,150
	54	267,745	279,023	296,745	340,647	398,144	414,859	436,206	457,352
	55	268,550	279,828	298,154	342,258	399,251	415,564	436,508	457,654
	56	269,658	280,634	299,564	343,870	400,359	416,168	436,810	457,855
	57	270,363	281,339	300,772	344,776	401,668	416,873	437,112	458,258
	58	271,168	282,648	302,384	346,488	402,473	417,275	437,414	458,459
	59	271,873	283,856	303,995	348,099	403,279	417,880	437,716	458,661
	60	272,578	285,165	305,304	349,710	403,883	418,484	438,018	458,862
	61	273,182	286,474	306,613	351,321	404,387	418,887	438,320	459,265
	62	273,786	287,884	308,123	353,033	405,091	419,491	438,623	
	63	274,391	289,092	309,533	354,644	405,796	419,994	438,925	
	64	274,995	290,502	310,842	356,356	406,501	420,498	439,227	
	65	275,700	291,811	312,151	357,866	406,803	421,001	439,529	
	66	276,707	292,918	313,762	359,477	407,508	421,605	439,831	
	67	277,714	294,026	315,172	360,987	408,213	422,008	440,133	
	68	278,519	295,134	316,581	362,498	408,716	422,512	440,435	
	69	279,425	296,543	317,890	363,706	409,119	422,914	440,636	
	70	280,634	297,953	319,300	365,116	409,623	423,216	440,939	
	71	281,741	299,262	320,609	366,425	410,227	423,518	441,241	
	72	282,950	300,370	322,019	367,835	410,730	423,821	441,442	
	73	283,957	301,477	322,724	368,942	411,234	424,123	441,643	
	74	284,964	302,585	324,234	370,151	411,637	424,425	441,945	
	75	285,970	303,693	325,745	371,359	412,140	424,727	442,248	
	76	286,977	304,800	327,456	372,567	412,644	425,029	442,550	
	77	287,984	305,706	329,269	373,876	413,147	425,230	442,751	
	78	289,092	307,116	330,981	375,085	413,650	425,532	443,053	
	79	290,099	308,325	332,592	376,293	414,255	425,834	443,355	
	80	290,703	309,634	334,203	377,401	414,758	426,036	443,657	
	81	291,609	310,842	335,814	378,508	415,161	426,237	443,859	
	82	292,616	312,252	337,425	379,717	415,765	426,539	444,161	
	83	293,523	313,359	339,036	380,824	416,268	426,841	444,463	
	84	294,328	314,668	340,647	382,033	416,470	427,043	444,765	
	85	295,436	315,574	342,057	383,140	416,772	427,244	444,966	
	86	296,543	316,884	343,567	383,744	417,275	427,546		
	87	297,450	318,193	345,078	384,248	417,578	427,848		
	88	298,457	319,703	346,488	384,751	417,880	428,050		
	89	299,463	321,213	347,797	385,355	418,182	428,251		
	90	300,571	322,724	349,005	385,960	418,584	428,553		
	91	301,679	324,133	350,213	386,564	418,987	428,855		
	92	302,786	325,644	351,522	387,168	419,390	429,057		
	93	303,290	326,852	352,831	387,470	419,692	429,258		
	94	304,397	328,161	354,342	387,973				
	95	305,505	329,470	355,852	388,578				
	96	306,814	330,779	357,262	389,081				
	97	307,922	331,988	358,571	389,484				
	98	309,130	333,297	359,779	389,887				
	99	310,338	334,505	360,887	390,491				
	100	311,547	335,713	362,095	390,994				
	101	312,654	337,123	363,203	391,397				
	102	313,661	338,029	364,310	391,901				
	103	314,668	339,036	365,418	392,505				
	104	315,675	340,144	366,526	393,008				

105	316,481	341,251	367,734	393,310					
106	317,085	342,359	368,237	393,713					
107	317,689	343,366	368,842	394,217					
108	318,293	344,373	369,446	394,519					
109	318,797	345,581	370,050	394,821					
110	319,300	346,588	370,553	395,324					
111	319,703	347,595	371,057	395,828					
112	320,206	348,501	371,560	396,331					
113	321,012	349,408	371,963	396,633					
114	321,717	350,314	372,366	397,137					
115	322,422	351,321	372,970	397,640					
116	323,026	352,328	373,474	398,144					
117	323,630	353,335	373,876	398,446					
118	324,436	353,738	374,380	398,949					
119	325,140	354,342	374,984	399,453					
120	325,946	354,946	375,487	399,956					
121	326,550	355,248	375,689	400,359					
122	326,852	355,651	376,192	400,862					
123	327,356	356,154	376,696	401,265					
124	327,859	356,557	377,099	401,769					
125	328,161	356,960	377,602	402,171					
126		357,363	378,105						
127		357,866	378,609						
128		358,269	379,112						
129		358,672	379,414						
130		359,074	379,918						
131		359,477	380,421						
132		359,880	380,925						
133		360,081	381,227						
134		360,585	381,730						
135		360,987	382,133						
136		361,290	382,536						
137		361,592	382,838						
138		361,994	383,342						
139		362,498	383,845						
140		363,001	384,348						
141		363,303	384,651						
142		363,807							
143		364,310							
144		364,814							
145		365,116							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	244,182	255,964	260,092	291,609	308,325	322,522	346,286	381,831	413,751

備考 この表は、警察官に適用する。

## 海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,756	247,807	289,495	334,505	368,137
	2	168,964	250,023	290,904	336,418	370,251
	3	170,172	251,936	292,314	338,432	372,366
	4	171,280	253,748	293,724	340,446	374,480
	5	172,388	255,762	294,832	342,460	376,092
	6	173,797	257,373	296,141	343,970	378,911
	7	175,207	258,984	297,450	345,380	381,730
	8	176,617	260,797	298,759	346,790	384,550
	9	177,825	262,710	299,766	347,797	387,168
	10	180,040	264,523	301,880	349,508	389,585
	11	182,256	266,234	303,995	351,522	391,901
	12	184,471	267,745	306,009	353,536	394,116
	13	186,585	269,356	308,123	355,047	396,532
	14	188,700	271,168	310,540	357,060	399,251
	15	190,714	272,880	312,755	359,175	401,869
	16	192,929	274,592	314,970	361,290	404,387
	17	195,245	276,102	317,186	363,303	406,904
	18	197,662	277,613	319,401	365,519	408,918
	19	200,280	279,224	321,515	367,633	410,630
	20	202,697	280,634	323,429	369,849	412,241
	21	205,113	281,943	325,241	371,963	413,751
	22	207,631	283,050	326,147	373,776	415,362
	23	210,148	284,158	326,953	375,185	417,175
	24	212,867	285,165	327,859	376,696	418,987
	25	215,283	286,172	328,765	378,508	420,498
	26	217,700	287,582	329,873	380,824	422,008
	27	220,117	288,891	330,880	383,140	423,619
	28	222,735	289,998	332,088	385,255	425,130
	29	225,151	291,106	333,095	386,967	426,137
	30	227,669	292,314	334,304	388,880	427,748
	31	230,387	293,623	335,713	390,793	429,258
	32	232,905	294,630	337,123	392,605	430,869
	33	235,221	295,335	338,331	394,317	432,380
	34	237,436	296,745	339,439	395,828	433,689
	35	239,651	297,752	340,446	397,439	434,897
	36	241,866	298,859	341,856	399,151	436,105
	37	243,679	299,665	343,265	400,661	437,112
	38	245,290	300,370	344,272	401,970	438,119
	39	246,800	301,075	345,380	403,380	439,025
	40	248,110	301,779	346,488	404,689	439,932
	41	249,620	302,384	347,293	405,192	440,334
	42	250,627	302,887	348,300	406,501	440,939
	43	251,533	303,391	349,408	407,710	441,543
	44	252,439	303,894	350,515	409,019	442,248
	45	253,748	304,397	351,623	410,428	442,751
	46	254,353	305,102	352,831	411,838	443,053
	47	255,158	306,009	354,040	413,147	443,557
	48	255,964	306,915	355,248	414,456	444,060

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	257,071	307,922	356,053	415,664	444,362	
	50	257,877	308,828	357,262	416,571	444,966	
	51	258,682	309,634	358,571	417,477	445,570	
	52	259,287	310,439	359,880	418,182	446,175	
	53	259,790	311,144	361,189	418,383	446,779	
	54	260,193	311,849	362,498	418,786	447,484	
	55	260,696	312,554	363,807	419,189	448,088	
	56	261,200	313,259	364,915	419,692	448,692	
	57	261,703	314,064	365,519	419,994	448,994	
	58	262,106	314,970	366,727	420,196	449,699	
	59	262,509	315,776	367,835	420,598	450,404	
	60	262,912	316,380	369,144	421,001	451,109	
	61	263,516	316,884	370,251	421,303	451,511	
	62	264,120	317,286	370,856	421,807	451,813	
	63	264,623	317,689	371,359	422,411	452,116	
	64	265,026	318,092	371,862	422,914	452,418	
	65	265,429	318,394	372,165	423,518	452,619	
	66	265,731	318,897	372,567	424,123	452,921	
	67	266,033	319,401	372,970	424,626	453,223	
	68	266,234	319,904	373,373	425,130	453,525	
	69	266,436	320,509	373,574	425,734	453,727	
	70	266,738		373,876	426,237	454,029	
	71	267,040		374,279	426,841	454,331	
	72	267,241		374,581	427,446	454,532	
	73	267,443		374,984	427,949	454,734	
	74	267,745		375,185	428,553		
	75	268,047		375,588	429,057		
	76	268,248		375,890	429,661		
	77	268,450		376,192	430,164		
	78	268,752		376,696	430,768		
	79	269,054		377,199	431,473		
	80	269,255		377,602	432,077		
	81	269,457		378,005	432,380		
	82	269,658		378,408	432,984		
	83	269,859		378,911	433,588		
	84	270,162		379,414	434,192		
	85	270,464		379,817	434,595		
	86			380,321	435,098		
	87			380,724	435,803		
	88			381,126	436,508		
	89			381,630	436,709		
	90			382,133			
	91			382,637			
	92			383,140			
	93			383,442			
	94			383,845			
	95			384,348			
	96			384,751			
	97			385,255			
	98			385,557			
	99			386,060			
	100			386,463			
	101			387,067			
	定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額	基準月額
		円	円	円	円	円	円
		222,835	253,044	282,648	323,731	352,831	

備考 この表は、試験船、実習船等に乗りに組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,627	211,558	293,623	341,251	394,217
	2	164,735	214,679	296,040	343,366	397,036
	3	165,943	217,398	298,356	345,279	399,654
	4	167,051	219,915	300,672	346,991	402,373
	5	168,158	222,433	302,786	348,703	404,487
	6	169,468	224,144	304,700	350,213	407,206
	7	170,777	225,856	306,512	351,623	409,925
	8	172,086	227,769	308,224	352,831	412,644
	9	173,092	229,683	309,936	354,342	415,161
	10	174,804	231,898	312,252	356,255	417,779
	11	176,415	234,314	314,467	358,269	420,498
	12	178,127	236,328	316,884	359,981	423,116
	13	179,537	238,342	318,696	361,793	425,734
	14	181,450	240,759	321,012	363,606	428,452
	15	183,363	243,276	323,429	365,217	431,272
	16	185,377	245,592	325,745	366,727	433,991
	17	187,089	247,807	327,960	368,237	436,508
	18	189,204	250,224	330,175	370,151	439,025
	19	191,419	252,842	332,088	371,862	441,543
	20	193,433	255,359	334,001	373,776	443,959
	21	195,447	257,776	336,015	375,286	446,376
	22	197,460	260,092	337,425	377,199	448,994
	23	199,474	262,307	338,633	378,911	451,612
	24	201,287	264,523	340,043	380,623	453,928
	25	203,099	266,839	341,654	382,033	456,143
	26	205,315	269,155	343,366	383,744	458,459
	27	207,429	271,370	345,179	385,658	460,977
	28	209,544	273,484	346,790	387,571	463,393
	29	211,658	275,800	348,401	389,283	465,911
	30	212,766	277,915	350,012	391,095	468,428
	31	214,075	279,828	351,422	393,008	470,945
	32	215,384	281,641	352,731	394,821	473,362
	33	217,096	283,352	353,939	396,331	475,678
	34	218,808	285,366	355,349	398,144	478,095
	35	220,620	287,380	356,658	399,755	480,511
	36	222,231	289,193	357,967	401,466	483,029
	37	223,742	290,904	359,175	402,675	485,445
	38	225,655	292,012	360,383	404,085	487,963
	39	227,568	293,120	361,592	405,494	490,379
	40	229,280	294,227	362,800	406,904	492,897

	41	230,992	295,234	363,505	408,213	495,213
	42	232,603	295,939	364,612	409,522	497,428
	43	234,314	296,443	365,821	411,032	499,643
	44	235,825	296,946	366,928	412,543	501,858
	45	237,335	297,450	368,036	413,751	503,470
	46	238,846	298,356	369,244	414,959	504,980
	47	240,356	299,363	370,453	416,571	506,591
	48	241,766	300,269	371,560	418,081	508,101
	49	243,176	301,276	372,567	419,390	509,813
	50	244,887	302,283	373,876	420,800	511,223
	51	246,498	303,189	375,185	422,209	512,633
	52	247,908	304,095	376,394	423,619	514,143
	53	249,116	305,102	377,099	425,029	515,251
	54	250,728	306,009	378,105	426,439	516,459
	55	252,339	306,814	379,012	427,848	517,667
	56	253,748	307,620	379,817	429,258	518,876
	57	254,957	308,022	380,522	430,366	519,782
	58	256,165	308,727	381,227	431,675	520,789
	59	257,071	309,634	381,932	433,084	521,796
	60	257,978	310,338	382,637	434,393	522,803
	61	258,884	311,043	383,241	435,199	523,910
	62	259,689	312,050	383,946	436,105	524,817
	63	260,495	312,956	384,751	437,112	525,521
	64	261,300	313,863	385,557	438,018	526,226
	65	262,106	314,668	386,161	438,925	527,032
	66	262,912	315,574	386,967	439,730	527,837
	67	263,616	316,481	387,671	440,334	528,643
	68	264,221	317,387	388,376	441,140	529,449
	69	264,825	318,293	388,980	441,543	530,153
	70	265,832	319,300	389,685	442,147	530,959
	71	267,040	320,307	390,390	442,650	531,765
	72	268,047	321,314	391,095	443,154	532,570
	73	269,255	321,818	391,800	443,657	533,275
	74	270,464	322,824	392,404		
	75	271,471	323,932	393,008		
	76	272,477	324,939	393,713		
	77	273,484	326,047	394,418		
	78	274,491	327,054	395,022		
	79	275,498	327,960	395,626		
	80	276,405	328,866	396,230		
	81	277,411	329,772	396,835		
	82	278,519	330,578	397,439		
	83	279,627	331,283	398,043		
	84	280,533	331,887	398,647		
	85	281,439	332,390	399,151		
	86	282,345	332,894	399,654		
	87	283,252	333,397	400,157		
	88	283,957	333,800	400,862		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	89	284,762	334,102	401,265		
	90	285,870	334,606			
	91	286,877	335,109			
	92	287,884	335,512			
	93	288,790	335,814			
	94	289,696	336,217			
	95	290,703	336,620			
	96	291,609	337,022			
	97	291,911	337,526			
	98	292,818	338,029			
	99	293,523	338,533			
	100	294,429	339,036			
	101	295,335	339,540			
	102	295,939	340,043			
	103	296,644	340,547			
	104	297,349	341,050			
	105	297,852	341,453			
	106	298,356	341,856			
	107	298,859	342,359			
	108	299,262	342,762			
	109	299,463	343,265			
	110	299,866	343,668			
	111	300,168	344,172			
	112	300,370	344,574			
	113	300,672	345,078			
	114	300,974	345,481			
	115	301,276	345,984			
	116	301,578	346,387			
	117	301,880	346,890			
	118	302,182	347,293			
	119	302,384	347,696			
	120	302,686	348,099			
	121	302,988	348,501			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額
		円	円	円	円	円
		220,016	261,502	286,474	329,269	388,376

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 医 療 職 給 料 表

### ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200		
72		474,800	528,100		
73		475,200	528,900		
74		475,800	529,800		
75		476,500	530,700		
76		477,200	531,400		
77		477,600	532,200		
78		478,200	533,100		
79		478,800	534,000		
80		479,300	534,900		
81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600		
83		480,900	537,500		
84		481,400	538,400		
85		481,800	539,200		
86		482,400	540,100		
87		482,800	541,000		
88		483,300	541,900		

	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前再任用短時間勤務職員		基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,360	204,207	237,738	260,596	289,394	332,692	375,991
	2	169,770	205,818	239,047	261,703	291,207	334,706	378,609
	3	171,179	207,328	240,356	262,912	293,220	336,620	381,227
	4	172,589	208,738	241,564	264,019	295,134	338,533	383,845
	5	173,898	210,249	242,773	265,227	296,946	340,345	386,161
	6	175,711	211,457	243,981	266,436	298,960	342,359	388,880
	7	177,422	212,665	245,089	267,543	300,772	344,373	391,498
	8	179,033	213,874	246,196	268,550	302,686	346,387	394,217
	9	180,645	215,283	247,103	269,658	304,498	348,199	396,331
	10	182,356	216,794	248,210	270,363	306,109	350,314	398,546
	11	183,967	218,304	249,519	271,068	307,620	352,328	400,762
	12	185,881	219,815	250,627	271,873	309,231	354,342	402,977
	13	187,290	221,224	251,936	272,880	310,943	355,852	404,991
	14	189,103	222,735	253,144	273,887	312,856	357,866	407,005
	15	191,117	224,245	254,353	274,894	314,870	359,779	409,019
	16	192,929	225,755	255,561	276,002	316,682	361,793	411,032
	17	194,842	227,064	256,366	277,210	318,495	363,606	412,845
	18	196,051	228,373	257,575	278,720	320,408	365,619	414,758
	19	197,561	229,783	258,682	280,332	322,321	367,633	416,671
	20	198,971	231,092	259,790	281,943	324,133	369,546	418,484
	21	200,179	232,200	260,998	283,453	325,946	371,258	420,296
	22	201,690	233,307	261,804	285,064	327,859	373,272	421,907
	23	203,099	234,415	262,609	286,675	329,672	375,286	423,518
	24	204,408	235,523	263,415	288,286	331,585	377,300	425,029
	25	206,019	236,630	264,321	289,898	333,297	378,710	426,539
	26	207,026	237,839	265,328	291,408	335,210	380,522	427,848
	27	208,134	239,047	266,335	292,918	337,123	382,335	429,157
	28	209,242	240,155	267,342	294,529	338,936	384,046	430,466
	29	210,450	241,162	268,550	295,838	340,245	385,758	431,775
	30	211,558	242,471	270,061	297,349	342,057	387,269	432,984
	31	212,665	243,880	271,571	298,859	343,769	388,779	434,192
	32	213,773	245,089	272,880	300,370	345,581	390,289	435,300
	33	215,183	246,096	274,089	301,880	347,293	391,598	436,508
	34	216,492	247,405	275,700	303,491	349,106	392,907	437,716
	35	217,801	248,311	277,210	305,102	350,918	394,217	438,925
	36	219,009	249,519	278,720	306,713	352,731	395,324	440,133

	37	220,016	250,728	280,030	308,022	354,342	396,432	441,442
	38	221,023	251,835	281,439	309,634	356,053	397,539	442,248
	39	222,030	252,842	282,748	311,144	357,665	398,647	442,650
	40	223,037	253,849	284,057	312,654	359,276	399,755	443,355
	41	223,943	254,755	285,165	314,265	360,484	400,560	443,859
	42	224,749	255,561	286,575	315,877	361,592	401,366	444,261
	43	225,554	256,366	287,984	317,488	362,800	402,171	444,664
	44	226,460	257,172	289,293	318,998	364,008	402,977	445,067
	45	227,367	257,978	290,602	319,904	365,015	403,380	445,470
	46	228,273	259,186	292,213	321,314	365,821	403,984	445,873
	47	229,179	260,394	293,724	322,824	366,828	404,487	446,275
	48	230,085	261,502	295,134	324,436	367,935	404,890	446,577
	49	230,790	262,811	296,342	325,845	368,942	405,293	446,879
	50	231,696	264,120	297,852	327,154	369,949	405,595	447,282
	51	232,603	265,227	299,161	328,363	370,956	405,897	447,584
	52	233,408	266,234	300,672	329,571	371,862	406,199	447,886
	53	233,710	267,241	301,981	330,578	372,668	406,501	448,188
	54	234,516	268,349	303,391	331,585	373,474	406,803	
	55	235,120	269,457	304,800	332,592	374,380	407,105	
	56	235,825	270,564	306,109	333,498	375,185	407,407	
	57	236,429	271,269	307,116	334,001	375,689	407,710	
	58	237,033	272,377	308,325	334,908	376,494	408,012	
	59	237,537	273,484	309,533	335,713	377,300	408,314	
	60	238,040	274,391	310,943	336,620	378,105	408,716	
	61	238,644	275,196	312,252	337,324	378,508	408,918	
	62	239,148	276,203	313,460	337,626	379,213	409,220	
	63	239,651	277,109	314,668	338,130	379,918	409,522	
	64	240,255	278,016	315,877	338,734	380,522	409,824	
	65	240,759	278,821	317,186	339,338	380,925	410,025	
	66	241,262	279,828	317,991	340,043	381,529		
	67	241,866	280,734	318,696	340,748	382,234		
	68	242,370	281,641	319,401	341,352	382,838		
	69	242,873	282,547	320,005	342,057	383,241		
	70	243,377	283,554	320,710	342,560	383,744		
	71	243,780	284,661	321,415	343,165	384,248		
	72	244,283	285,668	322,019	343,769	384,751		
	73	244,787	286,273	322,623	344,071	385,355		
	74	245,290	286,776	322,824	344,675	385,859		
	75	245,794	287,279	323,328	345,179	386,463		
	76	246,297	288,085	323,831	345,682	387,067		
	77	246,599	288,891	324,436	346,185	387,571		
	78	246,901	289,495	324,939	346,689	388,074		
	79	247,203	290,099	325,443	347,192	388,578		
	80	247,405	290,602	325,845	347,595	389,081		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

	81	247,606	291,106	326,449	347,897	389,383		
	82	247,908	291,609	326,953	348,199	389,887		
	83	248,210	292,012	327,356	348,602	390,289		
	84	248,412	292,314	327,859	348,904	390,692		
	85	248,613	292,516	328,363	349,408	391,095		
	86		292,717	328,765	349,710			
	87		292,918	328,967	350,012			
	88		293,120	329,269	350,314			
	89		293,523	329,672	350,717			
	90		293,724	330,074	351,019			
	91		293,925	330,477	351,422			
	92		294,127	330,880	351,724			
	93		294,529	331,182	352,126			
	94		294,731	331,383	352,429			
	95		294,932	331,786	352,731			
	96		295,234	332,088	353,033			
	97		295,536	332,290	353,335			
	98		295,738	332,592	353,738			
	99		295,939	332,894	354,140			
	100		296,241	333,196	354,543			
	101		296,543	333,397	355,047			
	102		296,745	333,699	355,449			
	103		296,946	334,102	355,852			
	104		297,248	334,304	356,255			
	105		297,550	334,505	356,758			
	106			334,706				
	107			335,109				
	108			335,311				
	109			335,512				
	110			335,915				
	111			336,317				
	112			336,720				
	113			336,922				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		191,016	217,801	246,196	259,689	285,064	326,147	368,741

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,773	212,464	255,359	274,290	295,838	335,109	378,710
	2	186,183	214,377	256,769	275,196	297,349	337,123	381,328
	3	187,693	216,391	258,280	276,002	298,960	339,137	384,046
	4	189,103	218,304	259,689	276,807	300,571	341,151	386,664
	5	190,613	220,318	260,898	277,311	301,880	343,165	388,880
	6	192,124	222,130	261,703	278,217	303,592	345,279	391,095
	7	193,634	223,943	262,509	278,922	305,203	347,293	393,411
	8	195,144	225,655	263,214	279,828	306,814	349,307	395,727
	9	196,353	227,367	263,918	280,734	308,425	350,817	397,640
	10	198,065	228,776	264,623	281,339	309,835	352,831	399,755
	11	199,676	230,085	265,429	282,245	311,043	354,744	401,970
	12	201,186	230,992	266,134	283,151	312,352	356,758	404,185
	13	202,596	232,401	266,939	284,057	313,561	358,672	406,098
	14	204,610	233,408	267,846	284,964	315,172	360,685	408,112
	15	206,724	234,415	268,651	285,870	316,783	362,699	410,227
	16	208,738	235,321	269,557	286,776	318,394	364,713	412,241
	17	210,752	236,429	270,061	287,783	319,904	366,626	414,255
	18	212,766	237,839	270,866	288,790	321,415	368,640	416,470
	19	214,880	239,248	271,672	289,797	322,925	370,755	418,685
	20	216,894	240,356	272,477	290,904	324,335	372,769	420,800
	21	218,808	241,464	273,182	292,213	325,745	374,480	422,713
	22	220,519	243,075	273,887	293,623	327,154	376,595	424,626
	23	222,231	244,787	274,592	294,832	328,665	378,710	426,439
	24	223,943	246,196	275,398	296,040	330,074	380,724	428,352
	25	225,252	247,405	276,203	297,147	331,484	382,637	430,064
	26	226,561	248,714	276,908	298,557	332,894	384,248	431,675
	27	227,669	250,123	277,714	299,967	334,304	386,060	433,386
	28	228,676	251,432	278,519	301,377	335,713	387,873	434,998
	29	229,783	252,842	279,526	302,384	336,821	389,585	436,307
	30	230,589	253,849	280,634	303,693	338,331	391,296	437,616
	31	231,394	254,655	282,043	305,002	339,741	393,210	439,227
	32	232,099	255,359	283,252	306,210	341,251	394,921	440,737
	33	233,207	256,165	284,460	307,418	342,762	396,633	442,449
	34	234,415	257,071	285,769	308,828	344,272	398,345	444,060
	35	235,523	257,978	286,877	310,238	345,783	400,157	445,470
	36	236,530	258,682	288,085	311,647	347,293	401,869	446,879
	37	237,537	259,387	289,495	312,956	348,904	403,480	447,987
	38	238,846	260,293	290,602	314,265	350,515	405,192	449,296
	39	240,155	261,200	291,710	315,675	352,026	407,005	450,605
	40	241,363	262,106	292,717	317,085	353,536	408,817	452,015

	41	242,169	262,509	293,724	318,595	354,744	410,328	453,022
	42	243,176	263,314	294,932	320,005	356,255	411,838	453,727
	43	244,182	264,120	296,141	321,415	357,765	413,348	454,532
	44	245,189	264,825	297,349	322,724	359,175	414,657	455,136
	45	246,196	265,530	298,457	323,529	360,585	415,765	456,043
	46	247,203	266,234	299,766	324,939	361,592	416,873	456,747
	47	248,110	266,939	301,075	326,349	363,001	417,980	457,553
	48	248,915	267,644	302,283	327,859	364,310	419,189	458,359
	49	249,721	268,349	303,391	328,967	365,619	420,498	459,063
	50	250,627	269,155	304,599	330,276	367,029	421,605	459,768
	51	251,533	269,859	305,807	331,585	368,338	422,814	460,473
	52	252,339	270,766	307,116	332,894	369,647	423,921	461,279
	53	252,943	271,672	308,526	334,203	371,158	425,130	462,084
	54	253,849	272,780	309,835	335,512	372,366	426,137	462,890
	55	254,755	273,887	311,144	336,821	373,474	427,244	463,595
	56	255,561	275,096	312,352	338,130	374,682	428,352	464,300
	57	256,266	276,304	313,158	339,036	375,790	429,459	465,105
	58	257,172	277,714	314,366	340,345	376,696	429,963	
	59	257,776	279,023	315,574	341,554	377,703	430,567	
	60	258,582	280,332	316,984	342,863	378,609	430,970	
	61	259,287	281,540	318,092	343,870	379,213	431,574	
	62	259,991	282,748	319,401	344,776	380,019	432,077	
	63	260,696	283,856	320,609	345,883	380,824	432,480	
	64	261,401	284,964	321,818	347,092	381,630	432,984	
	65	262,005	285,970	323,026	348,199	382,335	433,487	
	66	262,710	287,179	324,335	349,408	383,039	433,890	
	67	263,314	288,387	325,543	350,616	383,845	434,192	
	68	263,918	289,394	326,752	351,623	384,550	434,494	
	69	264,523	290,401	327,456	352,630	385,154	434,897	
	70	265,127	291,811	328,564	353,637	385,758		
	71	265,932	293,120	329,672	354,744	386,463		
	72	266,738	294,328	330,578	355,852	387,067		
	73	267,946	295,335	331,686	356,658	387,772		
	74	269,054	296,644	332,390	357,765	388,276		
	75	270,061	297,852	333,498	358,873	388,880		
	76	271,068	299,061	334,606	359,880	389,383		
	77	271,974	300,370	335,713	360,585	389,786		
	78	272,880	301,578	336,922	361,390	390,390		
	79	273,786	302,786	338,029	362,196	390,894		
	80	274,693	303,995	339,137	362,901	391,196		
	81	275,498	304,498	340,245	363,505	391,498		
	82	276,405	305,706	341,352	364,008	392,001		
	83	277,311	306,814	342,359	364,612	392,404		
	84	277,915	307,922	343,467	365,116	392,706		
	85	278,620	309,029	344,373	365,720	393,008		
	86	279,325	310,238	345,380	366,224	393,512		
	87	280,030	311,446	346,286	366,828	394,015		
	88	280,734	312,554	347,293	367,331	394,418		

定年再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

89	281,540	313,661	348,199	367,734	394,720
90	282,345	314,870	349,005	368,137	395,123
91	283,151	316,078	349,810	368,741	395,626
92	283,957	317,186	350,616	369,244	396,029
93	284,762	317,991	351,220	369,546	396,432
94	285,769	318,696	351,824	370,050	
95	286,675	319,401	352,529	370,453	
96	287,582	320,005	353,133	370,755	
97	288,186	320,509	353,536	371,359	
98	288,790	320,811	353,939	371,862	
99	289,394	321,415	354,442	372,366	
100	290,300	322,019	354,845	372,869	
101	291,106	322,422	355,349	373,474	
102	291,911	323,026	355,751	373,977	
103	292,717	323,630	356,255	374,480	
104	293,523	324,133	356,658	374,883	
105	294,127	324,536	356,960	375,487	
106	294,630	325,040	357,463	375,991	
107	295,134	325,543	357,866	376,494	
108	295,536	326,047	358,168	376,998	
109	295,738	326,449	358,672	377,602	
110	296,040	326,852	359,175	378,005	
111	296,241	327,154	359,678	378,508	
112	296,543	327,456	360,182	379,012	
113	296,845	327,758	360,685	379,616	
114	297,047	328,161	361,189		
115	297,349	328,564	361,692		
116	297,550	328,866	362,095		
117	297,852	329,067	362,498		
118	298,154	329,370	362,901		
119	298,457	329,772	363,404		
120	298,759	329,974	363,908		
121	299,061	330,175	364,310		
122	299,463	330,477	364,814		
123	299,766	330,779	365,317		
124	300,168	331,081	365,821		
125	300,370	331,283	366,123		
126	300,571	331,585			
127	300,873	331,988			
128	301,276	332,189			
129	301,477	332,390			
130	301,779	332,592			
131	302,182	332,995			
132	302,585	333,196			
133	302,786	333,498			
134	303,088	333,901			
135	303,491	334,304			
136	303,793	334,706			

	137	303,995	335,008					
	138	304,297	335,411					
	139	304,700	335,814					
	140	305,002	336,217					
	141	305,203	336,519					
	142	305,606	336,922					
	143	306,009	337,224					
	144	306,311	337,626					
	145	306,512	337,929					
	146	306,713	338,331					
	147	307,016	338,734					
	148	307,418	339,137					
	149	307,620	339,439					
	150	307,821	339,842					
	151	308,123	340,245					
	152	308,425	340,647					
	153	308,828	340,949					
	154	309,029						
	155	309,231						
	156	309,533						
	157	309,835						
	158	310,137						
	159	310,439						
	160	310,741						
	161	311,144						
	162	311,446						
	163	311,748						
	164	312,050						
	165	312,453						
	166	312,755						
	167	313,057						
	168	313,359						
	169	313,762						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		237,738	258,179	265,429	275,700	292,113	329,571	374,380

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

教育 職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,429	221,224	276,807	339,942	421,605
	2	179,940	222,936	279,123	341,956	423,418
	3	181,551	224,446	281,439	343,970	425,230
	4	183,061	225,957	283,554	345,984	426,841
	5	184,672	227,669	285,769	347,998	428,352
	6	186,585	228,978	287,984	349,609	429,862
	7	188,398	230,186	290,200	351,220	431,675
	8	190,311	231,495	292,314	352,731	433,487
	9	192,023	233,207	294,429	354,241	435,199
	10	194,138	234,919	296,745	356,255	437,011
	11	196,151	236,630	299,061	358,269	438,925
	12	198,165	238,242	301,175	360,182	440,737
	13	200,179	239,752	303,391	362,095	442,449
	14	202,294	241,766	305,203	364,008	444,362
	15	204,408	243,679	307,016	365,821	446,175
	16	206,523	245,592	308,727	367,432	448,088
	17	208,738	247,304	310,338	369,043	449,800
	18	210,853	249,721	312,554	370,856	451,612
	19	213,068	252,137	314,668	372,668	453,425
	20	214,981	254,554	316,984	374,480	455,237
	21	217,196	256,971	318,998	376,092	456,848
	22	218,808	259,387	321,213	378,005	458,560
	23	220,318	261,703	323,429	379,717	460,473
	24	221,828	263,918	325,745	381,428	462,185
	25	223,339	266,134	327,960	382,737	463,897
	26	224,547	268,349	330,175	384,550	465,508
	27	225,755	270,766	332,290	386,362	467,119
	28	227,064	272,880	334,304	388,276	468,629
	29	228,373	275,196	336,317	390,088	470,140
	30	229,884	277,512	337,727	391,901	471,449
	31	231,495	279,727	339,137	393,814	472,758
	32	232,905	281,842	340,748	395,727	474,067
	33	234,314	283,957	342,258	397,338	475,275
	34	236,026	286,172	344,272	399,050	475,980
	35	237,839	288,286	346,387	400,661	476,685
	36	239,349	290,200	348,199	402,373	477,390
	37	240,759	292,314	350,113	403,581	477,994
	38	242,269	294,026	352,026	404,991	
	39	243,780	295,838	353,939	406,400	
	40	245,290	297,550	355,852	407,810	
	41	246,700	298,859	357,765	409,421	
	42	248,009	300,873	359,678	410,831	
	43	249,217	302,786	361,592	412,140	
	44	250,325	304,800	363,505	413,550	
	45	251,432	306,814	365,317	414,959	
	46	252,641	308,929	367,231	416,268	
	47	253,849	311,144	369,144	417,779	
	48	254,856	313,359	371,057	419,289	
	49	255,964	315,474	372,668	420,900	
	50	257,273	317,790	374,480	422,310	
	51	258,481	320,005	376,394	423,921	
	52	259,790	322,120	378,408	425,432	

	53	260, 898	324, 234	380, 220	427, 143
	54	262, 106	325, 745	382, 033	428, 654
	55	263, 415	327, 255	383, 744	430, 265
	56	264, 422	328, 765	385, 355	431, 876
	57	265, 530	330, 477	386, 866	433, 386
	58	266, 234	332, 491	388, 477	434, 897
	59	267, 241	334, 505	390, 088	436, 105
	60	268, 248	336, 418	391, 699	437, 314
	61	269, 155	338, 231	392, 907	438, 522
	62	269, 960	340, 245	394, 317	439, 831
	63	270, 766	342, 258	395, 727	441, 140
	64	271, 571	344, 172	397, 036	442, 348
	65	272, 679	345, 883	398, 244	443, 557
	66	273, 988	347, 897	399, 453	444, 765
	67	275, 297	349, 911	400, 762	445, 973
	68	276, 606	351, 925	402, 071	447, 182
	69	277, 814	353, 738	403, 380	448, 390
	70	279, 023	355, 651	404, 689	449, 598
	71	280, 231	357, 564	406, 098	450, 807
	72	281, 439	359, 477	407, 307	452, 015
定年 前再 任用 短時 間勤 務教 育職 員以 外の 教育 職員	73	282, 446	361, 088	408, 515	453, 123
	74	283, 453	363, 001	409, 925	453, 727
	75	284, 460	364, 814	411, 334	454, 230
	76	285, 366	366, 727	412, 644	454, 734
	77	286, 273	368, 540	413, 852	455, 237
	78	287, 179	370, 251	415, 060	
	79	288, 085	371, 862	416, 369	
	80	288, 991	373, 474	417, 779	
	81	289, 797	374, 883	419, 088	
	82	290, 904	376, 394	420, 296	
	83	291, 911	377, 803	421, 303	
	84	292, 918	379, 112	422, 512	
	85	293, 925	380, 220	423, 720	
	86	294, 932	381, 630	424, 928	
	87	295, 939	383, 039	426, 137	
	88	296, 946	384, 348	427, 143	
	89	298, 054	385, 557	428, 251	
	90	299, 161	386, 866	429, 258	
	91	300, 269	387, 973	430, 265	
	92	301, 276	389, 182	431, 272	
	93	301, 779	390, 390	432, 178	
	94	302, 786	391, 498	432, 984	
	95	303, 894	392, 706	433, 789	
	96	305, 102	393, 914	434, 595	
	97	306, 109	395, 324	435, 400	
	98	307, 217	396, 331	435, 803	
	99	308, 224	397, 338	436, 206	
	100	309, 231	398, 345	436, 609	
	101	310, 036	399, 251	437, 011	
	102	311, 144	400, 258	437, 314	
	103	312, 151	401, 366	437, 616	
	104	313, 158	402, 473	437, 817	
	105	313, 762	403, 178	438, 119	
	106	314, 668	404, 085	438, 421	
	107	315, 474	404, 991	438, 723	
	108	316, 279	405, 897	438, 925	
	109	316, 984	406, 703	439, 126	
	110	317, 387	407, 609	439, 428	
	111	317, 790	408, 414	439, 730	
	112	318, 293	409, 220	439, 932	

113	318,797	409,824	440,133	
114	319,199	410,529	440,435	
115	319,703	411,234	440,737	
116	320,106	411,939	440,939	
117	320,609	412,543	441,140	
118	321,113	413,046		
119	321,515	413,449		
120	322,019	413,852		
121	322,522	414,154		
122	322,925	414,456		
123	323,429	414,758		
124	323,932	414,959		
125	324,536	415,161		
126	324,838	415,463		
127	325,140	415,765		
128	325,443	415,966		
129	325,644	416,168		
130	325,946	416,470		
131	326,248	416,772		
132	326,550	416,973		
133	326,752	417,175		
134	326,953	417,477		
135	327,154	417,779		
136	327,456	417,980		
137	327,758	418,182		
138	327,960	418,484		
139	328,262	418,786		
140	328,564	418,987		
141	328,765	419,189		
142	328,967	419,491		
143	329,269	419,793		
144	329,470	419,994		
145	329,772	420,196		
146	329,974			
147	330,276			
148	330,578			
149	330,779			
150	330,981			
151	331,283			
152	331,585			
153	331,786			
定年前再任用短時間勤務教育職員	基 準 給 料 月 額			
	円	円	円	円
	236,630	277,210	306,109	334,505
				419,491

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額はこの表の額に7,753円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校等教育職給料表

教育職員 の区分	職務 の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,429	194,742	276,807	305,304	411,334
	2	179,940	196,856	279,123	307,922	412,845
	3	181,551	198,971	281,439	310,741	414,355
	4	183,061	201,186	283,554	313,158	415,765
	5	184,672	203,301	285,769	315,474	417,074
	6	186,585	205,415	287,984	317,588	418,484
	7	188,398	207,530	290,200	319,703	419,893
	8	190,311	209,644	292,314	321,818	421,303
	9	192,023	211,860	294,429	323,831	422,713
	10	194,138	214,276	296,745	326,047	424,123
	11	196,151	216,592	299,061	328,363	425,532
	12	198,165	218,808	301,175	330,679	426,841
	13	200,179	221,224	303,391	332,894	428,150
	14	202,294	222,936	305,203	334,706	429,560
	15	204,408	224,446	307,016	336,519	430,970
	16	206,523	225,957	308,727	338,231	432,380
	17	208,738	227,669	310,338	339,942	433,588
	18	210,853	228,978	312,554	341,956	434,897
	19	213,068	230,186	314,668	343,970	436,105
	20	214,981	231,495	316,984	345,984	437,414
	21	217,196	233,207	318,998	347,998	438,522
	22	218,808	234,919	321,213	349,609	439,730
	23	220,318	236,630	323,429	351,220	441,039
	24	221,828	238,242	325,745	352,731	442,348
	25	223,339	239,752	327,960	354,241	443,657
	26	224,446	241,766	330,175	356,053	444,866
	27	225,554	243,679	332,290	357,765	445,873
	28	226,762	245,592	334,304	359,477	446,980
	29	228,273	247,304	336,317	361,088	448,188
	30	229,783	249,721	337,727	362,699	448,994
	31	231,294	252,137	339,137	364,310	449,800
	32	232,804	254,554	340,748	365,821	450,706
	33	234,113	256,971	342,258	367,130	451,612
	34	235,724	259,387	344,272	368,640	452,116
	35	237,436	261,703	346,387	370,151	452,619
	36	238,846	263,918	348,199	371,862	453,123
	37	240,155	266,134	350,012	373,574	453,626
	38	241,564	268,349	351,724	375,085	
	39	242,974	270,766	353,435	376,394	
	40	244,384	272,880	355,047	377,803	
	41	245,693	275,196	356,557	378,911	
	42	247,002	277,512	358,269	380,321	
	43	248,210	279,727	359,880	381,730	
	44	249,519	281,842	361,491	383,241	
	45	250,828	283,957	363,203	384,651	
	46	252,137	286,172	364,915	386,262	
	47	253,346	288,286	366,224	387,772	
	48	254,453	290,200	367,633	389,283	
	49	255,561	292,314	368,842	390,592	
	50	256,870	294,026	370,352	392,102	
	51	258,179	295,838	371,963	393,512	
	52	259,186	297,550	373,474	394,821	

	53	260,293	298,859	374,883	396,029
	54	261,703	300,873	376,394	397,338
	55	262,710	302,786	377,904	398,446
	56	263,717	304,800	379,314	399,553
	57	264,724	306,814	380,724	400,762
	58	265,731	308,929	382,133	401,970
	59	266,738	311,144	383,442	403,178
	60	267,745	313,359	384,751	404,387
	61	268,651	315,474	385,658	405,494
	62	269,356	317,790	386,866	406,501
	63	270,061	320,005	387,973	407,810
	64	270,665	322,120	389,081	409,019
	65	271,370	324,234	389,887	410,227
	66	272,578	325,745	390,994	411,334
	67	273,686	327,255	392,001	412,442
	68	274,793	328,765	393,008	413,550
	69	276,102	330,477	394,116	414,557
	70	277,512	332,491	395,123	415,765
	71	278,720	334,505	396,230	416,973
	72	279,929	336,418	397,338	418,182
	73	280,734	338,231	398,345	418,786
	74	281,641	340,245	399,453	419,591
	75	282,648	342,158	400,560	420,296
	76	283,654	344,071	401,567	420,800
	77	284,561	345,783	402,473	421,102
	78	285,568	347,595	403,380	421,505
	79	286,675	349,307	404,387	421,907
	80	287,481	351,019	405,394	422,310
	81	288,286	352,831	406,199	422,612
	82	289,092	354,543	407,005	423,015
	83	289,898	355,953	407,710	423,418
	84	290,703	357,564	408,515	423,720
	85	291,609	358,772	409,220	424,022
	86	292,415	360,383	410,025	424,425
	87	293,120	361,894	410,730	424,827
	88	293,925	363,404	411,435	425,130
	89	294,832	364,713	412,039	425,432
	90	295,738	366,022	412,744	425,734
	91	296,644	367,331	413,248	426,036
	92	297,349	368,741	413,953	426,237
	93	297,651	370,151	414,355	426,439
	94	298,356	371,460	414,758	
	95	299,061	372,668	415,060	
	96	299,766	373,776	415,362	
	97	300,470	374,783	415,564	
	98	301,276	375,790	415,866	
	99	302,082	376,796	416,168	
	100	302,786	377,703	416,369	
	101	303,491	378,508	416,571	
	102	303,894	379,515	416,873	
	103	304,297	380,421	417,175	
	104	304,700	381,328	417,376	
	105	304,901	382,133	417,578	
	106	305,203	383,039	417,880	
	107	305,505	383,946	418,182	
	108	305,706	384,852	418,383	
	109	305,908	385,658	418,584	
	110	306,109	386,664	418,887	
	111	306,411	387,571	419,189	
	112	306,713	388,477	419,390	

定年前再任用短時間勤務教職員以外の教育職員

113	306,915	389,081	419,591		
114	307,116	389,987	419,893		
115	307,318	390,894	420,196		
116	307,620	391,800	420,397		
117	307,922	392,605	420,598		
118	308,123	393,310			
119	308,425	394,116			
120	308,727	394,921			
121	308,929	395,526			
122	309,130	396,331			
123	309,331	397,036			
124	309,634	397,741			
125	309,936	398,345			
126		399,050			
127		399,553			
128		400,157			
129		400,862			
130		401,466			
131		401,970			
132		402,473			
133		402,776			
134		403,078			
135		403,380			
136		403,682			
137		403,984			
138		404,286			
139		404,588			
140		404,890			
141		405,192			
142		405,494			
143		405,796			
144		406,098			
145		406,300			
146		406,602			
147		406,904			
148		407,105			
149		407,307			
150		407,609			
151		407,911			
152		408,112			
153		408,314			
154		408,616			
155		408,918			
156		409,119			
157		409,321			
定年前再任用短時間勤務教職員	基 準 給 料 月 額				
	円	円	円	円	円
	227,769	273,988	301,175	327,758	409,421

- 備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,552円をそれぞれ加算した額とする。

## 別記第2

### 第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	404,789
2	464,199
3	525,622
4	607,184
5	705,864
6	805,552

### 第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	338,331
2	373,574
3	400,762

## 別記第3

### 第7条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	382,637
2	429,963
3	480,310
4	542,740
5	619,268
6	722,982
7	844,822

## 第3章 給与等に関する参考資料

## 第3章 参考資料 目次

1 職員給与実態調査の概要	63
第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	64
第2表 給料表別、部局別職員数	65
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	66
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	72
第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数	76
第6表 給料表別、級別平均給料額	78
第7表 給料表別平均給与月額	79
第8表 給料表別管理職手当支給状況	80
第9表 給料表別扶養手当支給状況等	81
第10表 給料表別住居手当支給状況	82
第11表 給料表別通勤手当支給状況	83
第12表 通勤方法別、運賃相当額等・使用距離別職員数	84
第13表 給料表別地域手当支給状況	85
第14表 給料表別単身赴任手当支給状況	86
第15表 任期付研究員の給料表別、号給別人員	87
第16表 特定任期付職員の号給別人員	87
第17表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	87
2 民間給与実態調査の概要	88
第18表 産業別、企業規模別調査事業所数	89
第19表 民間との給与比較における対応関係	89
第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	90
第21表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	98
第22表 民間における初任給の改定状況	98
第23表 民間における家族手当の支給状況	99
第24表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	99
第25表 民間における特別給の支給状況	100
第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	100
第27表 民間における定年制の状況	101
第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	101
3 生計費及び労働経済関係	102
第29表 費目別、世帯人員別標準生計費	103
第30表 労働経済指標	104
4 人事管理関係	106
第31表 年次有給休暇の取得状況	106
第32表 時間外勤務の状況	106
第33表 育児休業・介護休暇の取得状況	107
第34表 私傷病休職の状況	108

## 1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和5年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和5年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

- ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、令和5年4月1日に在職するもの
- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）
  - (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
  - (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）
  - (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）
  - (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）
- イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。
- (ア) 休職等期間中の職員
  - (イ) 育児休業等期間中の職員
  - (ウ) 暫定再任用職員
  - (エ) 臨時的任用職員

### (3) 調査の内容

- ア 職員の年齢、学歴（※）等に関する事項  
年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等
- イ 職員の給与に関する事項  
給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

※学歴・・・当該職員の給与決定上の学歴とし、大学卒、短大卒、高校卒及び中学卒の4区分とした。

### (4) その他

- ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員は、行政職給料表の統計数値に含まれている。
- イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均 年齢	平均経験 年数
				構成比	男	女	大学卒	短大卒	高校卒		
		人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全給料表	5年	11,872	100.0	60.0	40.0	80.9	4.4	14.7	0.0	42.3	20.1
	4年	11,945	100.0	60.5	39.5	81.0	4.6	14.4	0.0	42.6	20.3
行政職	5年	3,737	31.5	66.8	33.2	63.2	8.0	28.8	0.0	41.6	20.0
	4年	3,717	31.1	67.9	32.1	63.2	8.3	28.4	0.0	41.8	20.2
(中小学校等事務職)	5年	263	2.2	38.0	62.0	7.6	8.0	84.4	0.0	38.4	19.1
	4年	259	2.2	38.6	61.4	8.9	7.7	83.4	0.0	37.9	18.5
公安職	5年	1,467	12.4	89.8	10.2	57.9	1.8	40.2	0.0	38.1	17.0
	4年	1,474	12.3	90.2	9.8	57.8	2.0	40.2	0.0	38.0	16.8
海事職	5年	45	0.4	97.8	2.2	0.0	37.8	62.2	0.0	36.3	16.9
	4年	48	0.4	97.9	2.1	0.0	41.7	58.3	0.0	36.6	17.1
研究職	5年	225	1.9	83.1	16.9	97.8	0.4	1.8	0.0	42.7	19.7
	4年	226	1.9	84.1	15.9	97.8	1.8	0.4	0.0	42.5	19.5
医療職(1)	5年	54	0.5	74.1	25.9	100.0	0.0	0.0	0.0	39.7	15.8
	4年	49	0.4	75.5	24.5	100.0	0.0	0.0	0.0	39.9	15.8
医療職(2)	5年	102	0.8	52.9	47.1	87.3	12.7	0.0	0.0	43.0	19.3
	4年	101	0.8	54.5	45.5	87.1	12.9	0.0	0.0	42.4	18.4
(中小学校等栄養職)	5年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	28.0	7.2
	4年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	31.7	5.4
医療職(3)	5年	85	0.7	7.1	92.9	64.7	35.3	0.0	0.0	37.6	15.3
	4年	87	0.7	6.9	93.1	69.0	31.0	0.0	0.0	38.1	15.8
高等学校等 教育職	5年	1,967	16.6	54.9	45.1	94.8	2.9	2.2	0.0	45.5	22.7
	4年	1,998	16.7	55.3	44.7	95.0	2.7	2.3	0.0	45.3	22.4
中学校・小学校等 教育職	5年	4,190	35.3	45.3	54.7	98.1	1.9	0.0	0.0	43.2	20.3
	4年	4,245	35.5	45.4	54.6	98.0	2.0	0.0	0.0	43.8	20.9

(注) 中小学校等事務職及び中小学校等栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。  
以下、第2表及び第7表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知 事	議 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	勞 働 委 員 会	漁 業 調 整 委 員 会	警 察	高 校 等	中 学 校	小 学 校	義 務 教 育 学 校	計
給 料 表		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	5年	3,270	21	12	13	325	6	5	1,748	2,121	1,555	2,733	63	11,872
	4年	3,240	21	12	13	334	6	6	1,763	2,156	1,569	2,762	63	11,945
行 政 職	5年	2,827	21	12	13	153	6	5	263	174	90	170	3	3,737
	4年	2,798	21	12	13	153	6	6	271	178	85	171	3	3,717
(中小学校等事務職)	5年										90	170	3	263
	4年										85	171	3	259
公 安 職	5年								1,467					1,467
	4年								1,474					1,474
海 事 職	5年	19				24			2					45
	4年	21				24			3					48
研 究 職	5年	189				22			14					225
	4年	190				23			13					226
医 療 職 (1)	5年	54												54
	4年	49												49
医 療 職 (2)	5年	100									1	1		102
	4年	99									1	1		101
(中小学校等栄養職)	5年										1	1		2
	4年										1	1		2
医 療 職 (3)	5年	81				2			2					85
	4年	83				2			2					87
高 等 学 校 等 教 育 職	5年					20				1,947				1,967
	4年					20				1,978				1,998
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職	5年					104					1,464	2,562	60	4,190
	4年					112					1,483	2,590	60	4,245

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						2			1
2									
3		1	1						
4									4
5	23		1						3
6		2							
7		70	2						2
8			3						3
9	3	3	51						
10		1	1						5
11	20	9	8						
12		1	6						1
13	11	67	15						2
14		2	1						2
15	17	8	48	1					
16	1	3	3						
17	3	67	18						
18	3	2	3					1	
19	27	9	43	2				12	
20		6	4	1				14	1
21		69	15	1					
22	3		10	1					
23	23	14	56					3	
24	1	4	2	4				4	
25	74	19	11	2				1	
26	2	7	8	1	1			5	
27	22	4	43	8		1		1	
28	1	4	7	2					
29	10	6	20	6			1	1	
30	3	1	12	4			2		
31	103	6	57	6			16	1	
32	2	5	13	8			8		
33	15	2	25	6			2		
34		2	9	9	1				
35	95	4	46	6					
36	4	3	3	5	1				
37	6	8	22	10					
38	4	2	12	9	2				
39	4	5	34	15	1				
40	3		6	8	2				
41	6	1	18	6	2	1			
42	3	4	7	4	2		1		
43	8		25	18	1				
44			3	3	1				
45	2		14	12	6				
46	4		5	3	1	2			
47	1	1	17	18	7	1			
48	3		1	3	1	2			
49	3		4	14	16	1			
50	3		7	7	7	41			
51	5		8	19	11	30			
52	3		2	7	3	25			
53	4		4	32	21	46			
54				4	3	29			
55			1	13	29	36			
56	1		1	1	5	24			
57	1			21	17	14			
58			2	7	3	21			
59			1	9	45	39			
60			1	4	5	11			
61	4		1	28	12	3			
62	1		1	5	11	7			
63	1		3	16	47	52			
64	1			7	5	5			
65	2		1	11	17	1			
66				4	7	18			
67	2			13	77	15			
68			1	3	14	4			
69			1	8	25	2			
70				6	8	11			
71				11	50	5			
72				6	15	3			
73	1		2	5	17				
74	1		1	6	13	5			
75	1			7	24	4			
76	1		3	2	12	4			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	2		1	7	13	1			
78	1			7	13	1			
79	3		2	7	30	1			
80	2		1	1	11	1			
81	3			4	4				
82		1		2	8				
83			2	9	13				
84	1			2	4				
85	1		2	5	5				
86				4	7				
87				9	8				
88	3		2	1	11				
89	2		2	2	17				
90	1		2	4	7				
91			2	2	4				
92	1		1	2	8				
93	47		1	37	48				
94			1						
95			3						
96			1						
97				5					
98									
99			1						
100									
101			3						
102			4						
103			5						
104			3						
105									
106			1						
107									
108			4						
109			1						
110									
111									
112			3						
113			14						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	612	423	821	563	752	469	30	43	24
								総数	3,737

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	26								
6									
7									
8									
9									
10									
11	13		2	1					
12									
13	2								
14									
15	18		2						
16									
17			1						
18	1								
19	17		8	1					
20									
21	22	1	4	1					
22									
23	14	27	3	3					
24									
25	3	4	1						
26									
27	28	21	4		2				
28	1								
29	3	6	5	1					
30	1	1	1						1
31	2	22	8	3		1			1
32		2							2
33	2	9	4	9					1
34		2	1		1				
35		17	9	6	2	2			
36		1	1	1					
37	3	6	5	5	1				
38			1	2			1		
39		16	5	3					
40		1			1	1			
41	2	10	3	8	3				
42		4	1	1	1	1			
43		12	16	5	2	1			
44			3						
45	1	8	14	8	2			2	
46			5	1	3			1	
47		5	20	6	4	1		4	
48		2	2	3	3	1		2	
49		10	15	8	2				
50		2	5	2	2				
51		8	10	6	1	1		3	
52		2	4	2	2		2		
53		3	20	9	4	3	3		
54			1	2	1		1		
55		3	13	8	3	3	9		
56			4	2	1	1	3		
57		1	7	8	7	2	3	2	
58		1	2	3	6	3			
59		2	10	7	2	3	3		
60		1	2	5	1	1	4		
61			1	9	10	5	2	2	
62				10	4				
63				9	9	6	1	1	
64				1	5		1		
65			17	6	2		1		
66			6	2	3	3	1		
67			9	10	1	2	2		
68			5	5	6				
69			5	11	12	2	2		
70			3	3	3	3			
71			4	8	5	3	1		
72			2	4	2	2			
73			10	9	5	2	1		
74			5	7	4	3			
75			6	10	3	1	1		
76		1	1	3	6	1	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			6	4	4	1	3		
78			4	6	4	2	1		
79			4	3	3		1		
80			1	4	1	3			
81			2	4	3	2	1		
82			2	2	3	1			
83			2	5	4	19	1		
84			2	3	2	2			
85			2	5	2	3			
86					3				
87			4	2	4	2			
88				3	3				
89			3	3	7	1			
90			2	1	1	1			
91			4	5	3	4			
92			1	2	2	2			
93			2	4	39	13			
94				1					
95				3					
96				2					
97				2					
98				2					
99				2					
100			1	2					
101				1	2				
102					2				
103									
104					2				
105					1				
106					1				
107					1				
108									
109				1					
110				1	1				
111						2			
112									
113				1	2				
114					2				
115									
116					1				
117					2				
118					1				
119					1	3			
120						2			
121									
122					1				
123									
124									
125					14				
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132					1				
133									
134									
135									
136					1				
137									
138									
139									
140									
141					1				
142									
143									
144									
145									
計	159	212	364	348	209	108	48	14	5

総数 1,467

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14	1				
15					
16					
17					
18					
19					
20			1		
21					
22					
23			1		
24					
25	1				
26					
27					
28					
29	1			1	
30				1	
31				1	
32					
33	2	2			1
34					
35					
36					
37	2				
38					
39					
40					
41	2	1	2		1
42		1			
43					
44					
45					1
46					
47					1
48	1		1		
49	2				
50					1
51			1		
52				1	
53					
54					
55	1				1
56					
57	1				
58					
59	1				
60					
61	1				
62			1		
63	2			1	
64					
65					
66	1				
67					
68					
69					
70			1		
71				1	
72					
73					
74					
75					
76			1		

級 号給	1	2	3	4	5
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85	1				
86					
87					
88					
89					
90					
91			1		
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
計	20	4	13	8	0
総数	45				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1			3		
2					
3					
4					
5		1			
6					
7		2			
8					
9			3		
10					
11			3		
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		2			
18					
19		2			
20					
21		6			
22					
23				1	
24					
25					
26				1	
27			2		
28				2	
29		2	1		
30					
31		1	4		
32		1			
33	1	5	1		
34			3		
35			5		
36		2	1		
37		1	2		
38					
39		5	2		
40		1	3		
41		1			
42		1	1		
43		4	1	1	
44			1		
45		3			
46		1		1	
47	1	2		5	
48			1	2	
49		1			
50		1		1	
51		1	1	2	
52			2	1	
53		1	2	2	
54		1	2	4	
55		3	4	1	
56			2		
57		1	2		
58		1	1	1	
59		4	1		
60		1	3		
61			1		
62		2	2		
63		4			
64			3		
65					
66			4		
67		3	2	1	
68			1		
69		1	2		
70			1		
71		5			
72			3		
73		2	1		
74			3		
75			1		
76			3		

級 号給	1	2	3	4	5
77			3		
78			1		
79					
80			1		
81			3		
82					
83					
84			6		
85			2		
86			1		
87			1		
88					
89			16		
90		1			
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121	2				
計	4	88	111	22	0
総数	225				

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12		1		
13		3		
14				
15		1		
16		1		
17				
18				
19		4		
20				
21	2			
22				
23		3	1	1
24				
25	3		1	
26	1	1		1
27		6		
28				
29	1			
30				
31		3	1	
32				
33				
34				
35		1	2	
36				
37				
38				
39			3	
40				
41				
42			1	
43				
44				
45				
46				
47				2
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				2
55				
56				
57				
58				
59				1
60				
61				
62				
63				1
64				1
65				5
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	24	9	14
			総数	54

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1						1	
2							
3							
4							
5							
6							
7		1					
8							
9		1					
10							
11	1						
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18					1		
19							
20			1				
21							
22							
23			1		1		
24							
25							
26							
27		2	1				
28							
29		1	2		2		
30					2		
31		2	2				
32					1		
33			2				
34			1				
35		2			1	1	
36					1		
37		1		1	1		
38				1	1		
39				2			
40				1			
41				1			
42							
43			4	1			
44			1			3	
45			1	1	4		
46					1	1	
47					2		
48						1	
49				1	1	1	
50					2	1	
51			1				
52			1		1		
53							
54						1	
55					1	1	
56					1	1	
57				1	1		
58					1		
59					1		
60							
61			1				
62					1		
63							
64	1						
65					1		
66					2		
67							
68	1						
69							
70					1		
71					1		
72							
73					1		
74					2		
75							
76							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
77							
78							
79					1		
80					2		
81							
82					1		
83					1		
84							
85	1				3		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105		2					
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	4	13	19	10	44	12	0
					総数		102

医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9			5				
10							
11							
12							
13			2				
14							
15		1					
16							
17		6	4				
18							
19		1					
20			1				
21		4	1				
22		1					
23		2		1			
24				1			
25		2					
26				1			
27			3	2			
28							
29							
30							
31		1	1				
32							
33							
34							
35				2			
36							
37		1	1				
38							
39		1					
40							
41							
42			1		1	1	
43				1		1	
44			1			2	
45							
46		1	1	1			
47							
48				1			
49							
50				1	1	1	
51							
52							
53				1	1		
54					2		
55				2			
56				1	2		
57				1			
58							
59				1			
60							
61							
62							
63							
64					2		
65		1					
66							
67							
68							
69					2		
70					1		
71							
72							
73							
74					1		
75					1		
76							
77							
78							
79							
80				1			
81					1		
82							
83					1		
84							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108				1			
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129		1					
130							
131							
132							
133		1					
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	24	21	19	16	5	0
						総数	85

高等学校等教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1			8			
2						
3						
4						
5			3			
6						
7			10			
8						
9			3			
10						
11			13			
12						
13			9			
14						
15	2		15			
16		1	1			
17	1		8			
18			1			
19			14			
20						1
21		3	4			
22			1			2
23			5			2
24						
25	1		26			8
26			1			3
27			4			6
28						1
29			24			10
30			1			3
31			10			8
32			3			3
33	1		28			1
34			1			2
35	1		4			1
36	1		7			2
37	3		25			4
38	1		1			
39	1		9			
40	1		2			
41	1		4			
42	1		2			
43			12			
44			3			
45	1		13			
46			5			
47			11			
48			3			
49			6			1
50			6			
51			13			
52	1		4			
53			11			
54			8			
55	1		18			
56	1		4			1
57	3		9			2
58	4		7			2
59	1		15			6
60	1					2
61			12			2
62			8			7
63	3		13			4
64			5			1
65	1		15			1
66			6			12
67	1		19			4
68			6			2
69	1		9			1
70			5			12
71	1		14			1
72	1		11			
73			18	1		2
74	1		4			3
75	1		14			
76	2		8			

級 号	給	1	2	特2	3	4
77	2		26		1	
78	1		10			
79	1		9			
80	2		9			
81			23			
82			6			
83	2		22			
84	1		13			
85			18	1		
86			6	1		
87			20			
88	1		14	4		
89	2		18	2		
90	1		10	4		
91	3		17	3		
92			10			
93	2		19	1		
94	2		11	4		
95	1		25	2		
96			6			
97			21	1		
98	1		11			
99			16	1		
100	2		12			
101			21			
102			12			
103			28			
104			8			
105			22			
106			6			
107	1		35			
108	1		15			
109			15			
110	1		11			
111	1		38			
112			16			
113	2		16			
114	1		14			
115	1		30			
116			13			
117	1		24			
118			10			
119			27			
120			6			
121			12			
122			12			
123			26			
124			9			
125			29			
126			5			
127	1		31			
128			11			
129			30			
130			15			
131			28			
132			24			
133			34			
134			28			
135			14			
136			41			
137			21			
138			24			
139	1		10			
140			10			
141			9			
142			8			
143			12			
144			6			
145	1		8			
146						
147						
148						
149						
150	1					
151						
152						
153						
計		80	1,738	25	67	57
総数 1,967						

中学校・小学校等教育職給料表

級 号	給	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13			101			
14						
15						
16						
17			22			
18						
19			65			
20						5
21	3		23			15
22						32
23			78			43
24						1
25	4		27			9
26			4			20
27			82			21
28			2			4
29	3		25			12
30						23
31			77			18
32			2			3
33	4		22			11
34			4			15
35			8			3
36						4
37	4		74			41
38			3			
39	1		24			
40			6			
41	2		88			
42			8			
43			27			
44	1		5			
45	2		86			
46			6			
47			15			1
48			13			
49	2		57			
50			7			
51			20			1
52			13			
53	2		19			2
54			6			
55			46			2
56			7			2
57	5		30			1
58			8	1		
59			40			2
60			3			1
61			24	2		
62	1		9			3
63			49	2		4
64			10			2
65	4		25	1		2
66			10			5
67			49	1		4
68			8	2		2
69			19			6
70			10	2		6
71	1		40	1		7
72			13	1		8
73			20	2		21
74			11	1		21
75			41	2		9
76			11			5

級 号	給	1	2	特2	3	4
77	1		23	1	15	
78			13		30	
79			38		11	
80			18	2	15	
81	1		22	6	7	
82			7	1	32	
83			38	1	2	
84	1		14	3	5	
85	2		14		8	
86			19		21	
87	1		31	2	6	
88			13	1	2	
89	2		19	1	3	
90			13	3	14	
91			24	5	3	
92			14	1	6	
93	1		23	3	20	
94			19	4		
95			36	1		
96			17			
97	1		17	1		
98	1		16	2		
99			25			
100			11	1		
101	3		19			
102			16	1		
103			20			
104			8			
105	1		21			
106			10			
107			21	1		
108			15			
109			22			
110	1		13			
111			19			
112			16			
113	2		14			
114			13			
115			22			
116			10			
117	1		29			
118			18			
119			31			
120	1		15			
121			18			
122			19			
123			21			
124			10			
125			15			
126			13			
127			30			
128			15			
129			21			
130			24			
131			19			
132			17			
133			20			
134			32			
135			36			
136			23			
137			23			
138			30			
139			50			
140		</				

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表		行政職給料表										公安職給料表									
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
		18歳		23									23	25							
19		22									22	14									14
20		24									24	19									19
21		37									37	19									19
22		86									86	36									36
23		110									110	29	1								30
24		115									115	9	29	2							40
25		53	50								103	1	26	4							31
26		11	66								77	2	29	10							41
27		4	84								88	3	33	10							46
28		13	77	1							91		28	9	1						38
29		14	48	43							105	1	27	15	2						45
30		10	29	59			1				99	1	15	14	2						32
31		4	8	56							68		15	12	3						30
32		2	11	80			1				94		3	32	9						44
33		4	21	72							97		2	43	13						58
34		2	8	76							86		1	29	15						45
35			13	76							89		2	31	17	2					52
36	1		5	73							79			29	22						51
37			1	56	1						58			28	18	2					48
38	2		1	55	4						62			26	19	2	1				48
39	1			57	8						66		1	36	17	4	2				60
40	1			8	41						50			9	39	10	3				61
41	2			5	39		1			1	48			5	30	7	9				51
42	2			6	49	2				1	60			5	26	13	5				49
43	1			6	58	5					70			2	20	10	5	1			38
44	3			7	53	12	1				76			3	11	14	5	2			35
45	3			5	40	28					76			2	13	12	5				32
46	3	1		4	35	46					89			1	12	9	8	2			32
47	3			4	30	58		1			96			2	10	10	7	4			33
48	7			7	40	65	2				121				4	15	1				20
49	2			3	22	114	5				146			1	8	18	5	3			35
50	2			1	21	82	31				137				5	4	3	4			16
51	1			6	27	68	37	1			140			1	4	13	1	3	2		24
52	1			5	22	53	39	1		1	122				6	6	5	4	1		22
53	3			4	17	59	48	3			134				4	7	1	5			17
54	3			2	10	35	57	4	5		116			1	3	9	2	4	1	1	21
55	4			9	17	33	48	5	5		121				1	7	5	1	3		17
56	1			2	10	33	53	3	9	2	113			1	2	7	6	4	3	1	24
57	5			7	8	18	47	2	7	4	98				4	8	4	3	1	1	21
58	6			13	4	23	42	6	5	6	105				6	7	11	1	3	2	30
59	3			4	7	18	56	4	12	7	111			1	2	13	14	7			37
60	1									2	3										
61	5										5										
62	1			2							3										
63	3			2							5										
64	2			1							3										
65	3										3										
66	2			1							3										
67																					
68				2							2										
69以上	1			1							2										
人員計	人	612	423	821	563	752	469	30	43	24	3,737	159	212	364	348	209	108	48	14	5	1,467
構成比	%	16.4	11.3	22.0	15.1	20.1	12.6	0.8	1.2	0.6	100.0	10.8	14.5	24.8	23.7	14.2	7.4	3.3	1.0	0.3	100.0
平均年齢	歳	27.5	28.8	36.9	46.7	51.1	55.0	56.0	57.4	56.9	41.6	21.8	27.8	35.2	41.6	48.9	50.4	53.0	55.6	57.1	38.1

給料表		海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)					
年齢	級	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計	
18	歳	1					1												
19																			
20		1					1												
21		1					1												
22		2					2		1				1						1
23		2					2		6				6						6
24		2					2	1	4				5						5
25									2				2						2
26		3					3		7				7	1					1
27		1					1		2				2						2
28		2					2		5				5	4					4
29		3					3		6				6	1	2				3
30									8				8		3				3
31		1					1		6				6	1	2				3
32									4				4		1				1
33								1	3				4		11				11
34			1	1			2		3				3		2				2
35									9				9		1	1			2
36			1				1		6	1			7						1
37		1		3			4		4				4		1	1			2
38									8				8		1	1			2
39									3				3			1			1
40				1			1			4			4			3			3
41										9			9						
42			1	2			3			5			5						
43									1	8			9						
44										2			2			1	1		2
45			1	1	1		3			3			3			1			1
46				1			1			7			7						
47				2	3		5			10			10						
48										7			7					3	3
49					1		1			9			9						
50				2			2			5	1		6					1	1
51					2		2			9	1		10						
52					1		1			5	3		8					1	1
53										9	2		11						
54										7	2		9						
55										3	1		4						
56										3	3		6					1	1
57										2	3		5						
58										2	2		4						
59										1	4		5					2	2
60																		1	1
61																			
62								1					1					2	2
63																		1	1
64																			
65																			
66																		1	1
67																			
68																			
69以上								1					1						
人員計	人	20	4	13	8	0	45	4	88	111	22	0	225	7	24	9	14		54
構成比	%	44.4	8.9	28.9	17.8	0.0	100.0	1.8	39.1	49.3	9.8	0.0	100.0	13.0	44.4	16.7	25.9		100.0
平均年齢	歳	26.1	39.9	42.9	48.9		36.3	47.9	31.7	48.7	55.7		42.7	29.0	33.2	40.1	55.9		39.7

給料表 級 年齢	医療職給料表(2)								医療職給料表(3)							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳																
19																
20	1							1								
21																
22																
23			1					1		7						7
24			1					1		5						5
25										5						5
26			2					2								
27										1	5					6
28			3					3			2					2
29			1					1		1	3					4
30			3					3			3					3
31				1				1		1	3					4
32				4				4		1	1					2
33				2				2				1				1
34				2				2			1	1				2
35	2		3	1				6				2				2
36			3	1				4			2	1				3
37			1	2				3								
38				3				3				1				1
39			2	2				4				2				2
40						4		4				3				3
41						1		1			1	3				4
42						4		4				3				3
43						5		5								
44			1	1	4			6					2			2
45					4			4					2			2
46					1			1					2			2
47					3			3		1						1
48					5			5					3			3
49							2	2								
50						2	1	3					2			2
51						4		4					1			1
52						1	1	2					1			1
53						1	1	2					2			2
54						3	1	4					1	2		3
55												1		2		3
56												1				1
57						1	1	2								
58						1	3	4						1		1
59							1	1								
60			1					1								
61							1	1			1					1
62																
63											1					1
64																
65			1					1								
66	1							1								
67																
68																
69以上																
人員計 人	4	13	19	10	44	12	0	102	0	24	21	19	16	5	0	85
構成比 %	3.9	12.7	18.6	9.8	43.1	11.8	0.0	100.0	0.0	28.2	24.7	22.4	18.8	5.9	0.0	100.0
平均年齢 歳	39.4	33.4	35.5	38.5	47.2	55.3		43.0		29.6	30.9	41.0	49.0	55.6		37.6

給料表 年 級 年 齡	高等学校等教育職給料表						中学校・小学校等教育職給料表						全給料表	
	1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計		
18														49
19														36
20														45
21	2					2								59
22	4	7				11	3	92					95	231
23		14				14	3	89					92	262
24	1	19				20	4	108					112	300
25	2	22				24	4	112					116	281
26	3	24				27	3	100					103	261
27	4	28				32	2	98					100	275
28		33				33	3	127					130	308
29	1	39				40		119					119	326
30	2	33				35	1	89					90	273
31	1	24				25	4	87					91	229
32	9	31				40	1	83					84	273
33		31				31	3	82					85	289
34	4	38				42		82					82	266
35	6	32				38	1	77					78	276
36	4	23				27	2	81					83	255
37	2	24				26	1	82					83	228
38	1	22				23	2	72					74	221
39	5	45				50		64					64	250
40	3	35				38		66					66	230
41	3	32				35	2	78					80	228
42	1	59				60	1	68	2	2			73	257
43	3	51				54	1	75	3	3			82	258
44	4	65				69	1	76	5	4			86	278
45	2	58				60	1	73	4	8			86	267
46	3	77				80	1	84	11	5			101	313
47	1	75	1	1		78	2	79	3	18			102	328
48	1	72				73	2	99	4	29			134	366
49	2	91	3			96		78	5	35			118	407
50		95	4	3		102	3	68	2	34	4		111	380
51	1	76	3	4		84	1	91	3	29	7		131	396
52	1	57	5	9	1	73	2	85	1	26	13		127	357
53		67	5	6	3	81		97	3	29	14		143	390
54	3	83	3	12	1	102	3	119	4	24	24		174	429
55	1	62	1	11	10	85		130	1	19	40		190	420
56		48		6	7	61	1	109	3	18	37		168	374
57		48		5	8	61		117	3	13	51		184	371
58		54		6	16	76		126	1	12	45		184	404
59		44		4	11	59	1	113	1	9	45		169	384
60														5
61														7
62														6
63														6
64														4
65														4
66														5
67														
68														2
69以上														3
人員計 人	80	1,738	25	67	57	1,967	59	3,475	59	317	280	4,190	11,872	
構成比 %	4.1	88.4	1.3	3.4	2.9	100.0	1.4	82.9	1.4	7.6	6.7	100.0	100.0	
平均年齢 歳	37.0	45.0	52.1	54.9	57.3	45.5	36.5	41.3	49.5	52.0	56.6	43.2	42.3	

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
1年未満	73	4	23		100	23	2	26		51			1	1	4					4					
1年	83	8	24		115	18	2	13		33					3					3					
2年	87	9	24		120	20		19		39			1	1	6					6					
3年	71	13	25		109	19		16		35			1	1	2					2					
4年	65	7	18		90	25	1	14		40			2	2	8					8	2				2
5年	75	10	21		106	19	1	15		35			2	2	2					2	3				3
6年	72	8	25		105	27		16		43			2	2	3					3	2				2
7年	74	5	12		91	4		17		21					8					8	4				4
8年	72	3	15		90	19		22		41			3	3	7					7	6				6
9年	59	5	26		90	24		18		42			1	1	10					10	1				1
10年	74	2	17		93	41		17		58			3	3	3		2			5	6				6
11年	66	1	27		94	37		36		73			2	2	3					3	6				6
12年	70	3	18		91	38		12		50			1	1	6					6	1				1
13年	61	6	20		87	33	1	12		46					4					4	1				1
14年	53	6	26		85	34	2	18		54		1		1	9					9	1				1
15年	44	2	11		57	43	2	19		64					3					3					
16年	48	2	22		72	42		11		53			1	1	7					7	2				2
17年	34	2	26		62	52	1	14		67		1	1	2	4					4	3				3
18年	26	1	18	1	46	44	2	18		64			3	3	7					7					
19年	38	2	12		52	50	3	14		67					11					11	1				1
20年	37	3	22		62	26		3		29		1		1	4					4	2				2
21年	50	5	18		73	38	1	14		53					5					5					
22年	48	3	18		69	17	2	8		27			1	1	3					3	1				1
23年	51	3	23		77	29	1	4		34		1	2	3	10					10					
24年	54	8	16		78	12		9		21			1	1	4					4					
25年	53	7	28		88	9	1	8		18		3		3	7					7	1				1
26年	76	13	22		111	16		5		21		2		2	9					9	1				1
27年	82	16	16		114	13		11		24		2		2	3					3	1				1
28年	83	17	20		120	5	1	8		14					10					10					
29年	92	11	36		139	9		17		26		2		2	9					9					
30年	72	14	23		109	4	1	11		16		1		1	12					12	1				1
31年	93	23	54		170	7	1	13		21		3		3	6					6					
32年	74	16	54		144	6		9		15					7					7	2				2
33年	67	10	32		109	8		15		23					8					8	1				1
34年	57	7	33		97	10		16		26					6					6					
35年以上	128	44	250		422	29	2	92		123					7	1	2			10	5				5
合計	2,362	299	1,075	1	3,737	850	27	590		1,467		17	28	45	220	1	4			225	54				54
平均経験年数	18.0	22.8	23.5	18.8	20.0	15.8	17.5	18.8		17.0		26.0	11.4	16.9	19.5	39.0	27.7			19.7	15.8				15.8

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校・小学校等教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1			1						10				10	103				103	213	7	50		270
1				1	7				7	13	3			16	103				103	228	13	37		278
1				1	4	3			7	21	1			22	110	1			111	249	14	44		307
1				1	2	1			3	29				29	124				124	248	14	42		304
2				2	1				1	28				28	99	1			100	230	9	34		273
2				2	5				5	32		1		33	116	1			117	254	12	39		305
4				4	3				3	39	2			41	129				129	279	10	43		332
2				2	4				4	35	1			36	111	2			113	242	8	29		279
1				1	2				2	36				36	106	1			107	249	4	40		293
3				3	2	1			3	28	1			29	92	1			93	219	8	45		272
3	1			4						34		3		37	86	1			87	247	4	42		293
1				1		2			2	35	3			38	81				81	229	6	65		300
3				3	3	1			4	43	2	2		47	90	1			91	254	7	33		294
5				5		3			3	30	2	2		34	85	1			86	219	13	34		266
2	1			3						30				30	85	2			87	214	12	44		270
8	1			9		1			1	32				32	74				74	204	6	30		240
2				2	1	2			3	40	1			41	76				76	218	5	34		257
2				2	2	1			3	43	3			46	86	1			87	226	9	41		276
3	2			5		1			1	34	1			35	67	2			69	181	9	39	1	230
4				4	2	2			4	55		2		57	75	3			78	236	10	28		274
5				5	2	1			3	53	1	1		55	85	1			86	214	7	26		247
2				2	1	1			2	59				59	93	4			97	248	11	32		291
4				4	1	1			2	56	2	1		59	67	3			70	197	11	28		236
2				2						76	1	3		80	91	3			94	259	9	32		300
					1	1			2	73				73	97	3			100	241	12	26		279
4				4		1			1	66	1	2		69	95	5			100	235	18	38		291
3				3	1				1	73	1	1		75	122	1			123	301	17	28		346
2	1			3	1	2			3	98	1	1		100	112	2			114	312	24	28		364
2				2	1				1	89	2			91	113	3			116	303	23	28		354
2				2	1				1	63	2	1		66	115	2			117	291	17	54		362
1				1	1				1	74	3	1		78	109	3			112	274	22	35		331
4	2			6	2	1			3	74	10	4		88	138	2			140	324	42	71		437
2				2	2				2	80	4			84	182	3			185	355	23	63		441
1	1			2	2	1			3	73	3	5		81	171	4			175	331	19	52		402
										58	2	1		61	181	5			186	312	14	50		376
5	3			8	1	3			4	153	5	13		171	441	18			459	769	76	357		1,202
89	13			102	55	30			85	1,865	58	44		1,967	4,110	80			4,190	9,605	525	1,741	1	11,872
18.6	24.0			19.3	13.4	18.8			15.3	22.5	23.7	27.5		22.7	20.2	26.4			20.3	19.6	23.1	21.8	18.8	20.1

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等学校等 教育職	中学校・ 小学校等 教育職
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	198,547	208,960	237,692	260,982	335,086	222,954		287,639	270,535
	129							3,701	2,274
								10,920	10,317
2 級	228,981	254,071	292,340	278,955	397,567	242,627	245,300	388,505	353,790
	401					2,457	782	4,024	1,758
								14,725	13,338
特2級								446,409	420,703
								1,378	574
								17,116	15,633
3 級	284,167	297,096	346,979	379,752	476,578	276,784	270,046	452,826	425,807
	303	77					922	3,272	37
4 級	359,017	356,349	412,248	420,741	564,607	316,091	326,992	470,749	444,851
		91			4,457	1,937	4,203	2,753	
5 級	387,169	406,613				369,040	380,736		
	113	162				953	2,596		
6 級	405,159	421,051				399,384	413,806		
	95					2,820			
7 級	428,419	437,293							
8 級	452,310	454,019							
9 級	484,007	472,817							
全 級	315,463	326,793	305,153	342,226	445,943	328,394	305,080	389,713	365,094
	168	64			1,156	1,246	1,877	3,915	1,501
								13,672	11,427

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、下段は教職調整額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額									
		給 料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	特地勤務 手当	その他	合 計
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全 給 料 表	5年	347,780	1,268	6,298	6,474	9,506	585	5,313	4,264	2,971	376,893
	4年	348,472	1,226	6,352	6,458	9,719	546	5,146	4,090	2,800	377,231
行 政 職	5年	315,463	168		8,813	8,662	623	5,097	2,867	1,517	343,042
	4年	317,040	156		8,856	9,064	639	4,713	2,632	1,542	344,486
( 中 小 学 校 等 事 務 職 )	5年	289,874				6,487		8,047	6,350	228	310,986
	4年	286,024				6,442		7,744	5,968	116	306,294
公 安 職	5年	326,793	64		3,185	14,445	320	3,146	2,895	4,744	355,528
	4年	323,883	62		3,173	14,385	256	2,716	2,656	4,193	351,262
海 事 職	5年	305,153				10,356		4,922	1,912	1,333	323,676
	4年	304,510				10,115		5,698	2,877	1,250	324,450
研 究 職	5年	342,226			5,014	10,831		6,186	588	2,409	367,254
	4年	341,002			5,111	10,681		5,548	454	2,314	365,110
医 療 職 (1)	5年	445,943	1,156		20,494	13,676	76,818	2,491	1,777	324,450	885,649
	4年	446,690	1,273		20,788	13,806	77,005	3,382	2,141	320,343	884,155
医 療 職 (2)	5年	328,394	1,246		5,626	8,034		5,194	3,528	10,833	361,609
	4年	327,302	1,624		6,588	7,931		6,808	2,736	13,970	365,335
( 中 小 学 校 等 栄 養 職 )	5年	203,601						7,350			210,951
	4年	221,182				5,000		20,850			247,032
医 療 職 (3)	5年	305,080	1,877		2,956	5,176		4,835	4,557		322,604
	4年	305,657	1,841		2,889	4,460		3,623	3,603	690	320,922
高 等 学 校 等 教 育 職	5年	389,713	3,915	13,672	3,609	10,552		6,111	3,328	1,205	414,518
	4年	387,864	3,819	13,628	3,466	10,840		6,137	3,117	1,156	412,580
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職	5年	365,094	1,501	11,427	6,945	8,027		5,896	6,696	251	392,909
	4年	367,134	1,403	11,460	6,956	8,194		5,888	6,595	346	395,113

(注) 1 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校等事務職、中小学校等栄養職、中学校・小学校等教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

2 その他は、単身赴任手当（基礎額）等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 25	人 73	人 217	人 128	人 521	人 400	人 1,364	円 56,351	円 6,474
行政職	24	56	113	11	160	202	566	58,189	8,813
公安職		13	37	13			63	74,162	3,185
海事職									
研究職			1		13	8	22	51,282	5,014
医療職(1)	1	4	6				11	100,609	20,494
医療職(2)					9	3	12	47,825	5,626
医療職(3)					4	1	5	50,260	2,956
高等学校等 教育職			20	30	67	4	121	58,664	3,609
中学校・ 小学校等 教育職			40	74	268	182	564	51,591	6,945

## 第9表 給料表別扶養手当支給状況等

### その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	1,798	505	1,293
2人	1,811	457	3,165
3人	1,184	572	2,980
4人	346	271	1,113
5人	33	30	135
6人以上	11	9	60
計	5,183	1,844	8,746

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

### その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者 1人当たり 扶養親族数	受給者 1人当たり 平均支給額	職員 1人当たり 平均支給額
全給料表	5,183	2.0	21,773	9,506
行政職	1,583	1.9	20,449	8,662
公安職	901	2.4	23,520	14,445
海事職	24	2.0	19,417	10,356
研究職	115	2.0	21,191	10,831
医療職(1)	33	2.3	22,379	13,676
医療職(2)	37	2.1	22,149	8,195
医療職(3)	19	2.1	23,158	5,176
高等学校等教育職	906	2.1	22,910	10,552
中学校・小学校等教育職	1,565	1.9	21,490	8,027

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	職員				配偶者等	受給者	非受給者	合計		
	手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 未満							
全給料表	人 2,464 100.0%	人 16 0.6%	人 901 36.6%	人 1,547 62.8%	人 57	人 2,515 21.2%	人 9,357 78.8%	人 11,872 100.0%	円 25,079	円 5,313
行政職	738 100.0%	4 0.5%	260 35.2%	474 64.2%	26	762 20.4%	2,975 79.6%	3,737 100.0%	24,995	5,097
公安職	179 100.0%		83 46.4%	96 53.6%	16	194 13.2%	1,273 86.8%	1,467 100.0%	23,792	3,146
海事職	9 100.0%		4 44.4%	5 55.6%		9 20.0%	36 80.0%	45 100.0%	24,611	4,922
研究職	55 100.0%		22 40.0%	33 60.0%	1	56 24.9%	169 75.1%	225 100.0%	24,855	6,186
医療職(1)	5 100.0%		2 40.0%	3 60.0%	1	6 11.1%	48 88.9%	54 100.0%	22,417	2,491
医療職(2)	20 100.0%		8 40.0%	12 60.0%	2	22 21.6%	80 78.4%	102 100.0%	24,082	5,194
医療職(3)	17 100.0%	1 5.9%	7 41.2%	9 52.9%		17 20.0%	68 80.0%	85 100.0%	24,176	4,835
高等学校等 教育職	463 100.0%	3 0.6%	132 28.5%	328 70.8%	7	469 23.8%	1,498 76.2%	1,967 100.0%	25,628	6,111
中学校・小学校等 教育職	978 100.0%	8 0.8%	383 39.2%	587 60.0%	4	980 23.4%	3,210 76.6%	4,190 100.0%	25,208	5,896

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 355	人 8,185	人 357	人	人 55	人 8,952	人 2,920	人 11,872	円 9,635	円 7,265
	3.0%	68.9%	3.0%		0.5%	75.4%	24.6%	100.0%		
行政職	297	1,867	223		33	2,420	1,317	3,737	10,084	6,530
	7.9%	50.0%	6.0%		0.9%	64.8%	35.2%	100.0%		
公安職	25	712	85		3	825	642	1,467	6,398	3,598
	1.7%	48.5%	5.8%		0.2%	56.2%	43.8%	100.0%		
海事職		17				17	28	45	8,735	3,300
		37.8%				37.8%	62.2%	100.0%		
研究職	6	177	12		2	197	28	225	8,738	7,651
	2.7%	78.7%	5.3%		0.9%	87.6%	12.4%	100.0%		
医療職(1)	4	7				11	43	54	16,323	3,325
	7.4%	13.0%				20.4%	79.6%	100.0%		
医療職(2)	1	62	4			67	35	102	12,564	8,253
	1.0%	60.8%	3.9%			65.7%	34.3%	100.0%		
医療職(3)	2	57	2			61	24	85	11,894	8,536
	2.4%	67.1%	2.4%			71.8%	28.2%	100.0%		
高等学校等 教育職	13	1,579	7		2	1,601	366	1,967	11,701	9,524
	0.7%	80.3%	0.4%		0.1%	81.4%	18.6%	100.0%		
中学校・小学校等 教育職	7	3,707	24		15	3,753	437	4,190	9,117	8,166
	0.2%	88.5%	0.6%		0.4%	89.6%	10.4%	100.0%		

第12表 通勤方法別、運賃相当額等・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関と 自動四輪等	交通機関と 自転車等	
	手当受給職員数	人 355	人 8,185	人 357	人	人 38	人 17	人 8,952
運賃相当額等	10,000円以下	189				3	6	198
	10,001円以上 20,000円以下	144				33	8	185
	20,001円以上 30,000円以下	18					1	19
	30,001円以上 40,000円以下	2				1	1	4
	40,001円以上 50,000円以下							
	50,001円以上 55,000円以下	1						1
	55,001円以上	1				1		2
	計	355				38	17	410
使用距離	4 km未満		人 1,406	人 276	人	人 13	人 12	人 1,707
	4 km以上 6 km未満		1,162	58		19	5	1,244
	6 km以上 10km未満		1,467	16		4		1,487
	10km以上 14km未満		801	4		1		806
	14km以上 18km未満		616	1				617
	18km以上 22km未満		562	2				564
	22km以上 26km未満		447					447
	26km以上 30km未満		362					362
	30km以上 34km未満		375					375
	34km以上 38km未満		305			1		306
	38km以上 42km未満		223					223
	42km以上 46km未満		132					132
	46km以上 50km未満		95					95
	50km以上 54km未満		66					66
	54km以上 58km未満		29					29
	58km以上 62km未満		30					30
	62km以上 66km未満		29					29
	66km以上 70km未満		17					17
	70km以上 74km未満		17					17
	74km以上 78km未満		12					12
78km以上		32					32	
計		8,185	357		38	17	8,597	
	受給職員平均支給額	円 12,008	円 9,832	円 1,263	円	円 20,265	円 17,087	円 9,635

(注) 運賃相当額等は、1か月当たりの運賃相当額及び特急料金の2分の1に相当する額の合計額である。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分					非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	5級地	7級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市	岡山県 岡山市				
全 給 料 表	人 26	人 9	人 2	人 10	人 1	人 54	人 102	円 68,103	円 585
行 政 職	22	7	2	7	1		39	59,698	623
公 安 職	4	2		3			9	52,235	320
海 事 職							0		
研 究 職							0		
医 療 職 (1)						54	54	76,818	76,818
医 療 職 (2)							0		
医 療 職 (3)							0		
高 等 学 校 等 教 育 職							0		
中 学 校 ・ 小 学 校 等 教 育 職							0		

第14表 給料表別単身赴任手当支給状況

給料表		全給料表	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	高等学校等 教育職	中学校・ 小学校等 教育職
区分	人										
受給者	80km未満	163	14	117						18	14
	80km以上 100km未満	41	14	17		1		1		5	3
	100km以上 150km未満	181	78	51	2	7	2	2		29	10
	150km以上 200km未満	65	22	25			1			11	6
	200km以上 300km未満	21	5	5				2		8	1
	300km以上 500km未満	72	44	16			2	1		8	1
	500km以上 700km未満	2	2								
	700km以上 900km未満										
	900km以上 1,100km未満	11	10	1							
	1,100km以上 1,300km未満										
	1,300km以上 1,500km未満										
	1,500km以上 2,000km未満										
	2,000km以上 2,500km未満										
	2,500km以上										
	小計	556	189	232	2	8	5	6	0	79	35
	非受給者	11,316	3,548	1,235	43	217	49	96	85	1,888	4,155
合計	11,872	3,737	1,467	45	225	54	102	85	1,967	4,190	
受給者1人 当たり平均 支給額	円 37,583	円 41,275	円 34,759	円 38,000	円 37,625	円 41,600	円 40,500	円 0	円 37,582	円 35,257	
職員1人 当たり平均 支給額	円 1,760	円 2,088	円 5,497	円 1,689	円 1,338	円 3,852	円 2,430	円 0	円 1,509	円 295	

第15表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第16表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第17表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

区 分 項 目	令和5年	令和4年
	円	円
給 料	321,738	323,255
管 理 職 手 当	9,350	9,337
扶 養 手 当	9,104	9,494
地 域 手 当	662	675
住 居 手 当	5,223	4,872
特 地 勤 務 手 当	2,891	2,684
そ の 他	1,603	1,619
合 計	350,571	351,936

適 用 人 員	3,518 人	3,521 人
平 均 年 齢	41.9 歳	42.4 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていない。  
 2 給料には、給料の調整額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 4 その他は、単身赴任手当（基礎額）等である。

## 2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和5年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、令和5年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会及び人事院等

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所244事業所

#### イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。  
なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

#### ウ 調査対象職種

76職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…54職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から134事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

#### イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

### (5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した134事業所のうち、調査不能の16事業所を除く118事業所である。

#### イ 調査実人員 5,561人

内訳 初任給関係 373人（うち行政職に相当する職種 346人）

上記以外 5,188人（うち行政職に相当する職種 4,285人）

### (6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に還元した。

第18表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	118	30	64	24
農 業 、 林 業 、 漁 業	2	0	0	2
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	12	3	4	5
製 造 業	49	12	30	7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	23	6	12	5
卸 売 業 、 小 売 業	3	0	2	1
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	0	0	0	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 業 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	29	9	16	4

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模500以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模500以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第19表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級			
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級			
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級			
	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。  
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基 準 職 務
9級	本庁の部長の職務
8級	本庁の次長の職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
6級	本庁の課長の職務
5級	本庁の課長補佐の職務
4級	困難な業務を所掌する係長の職務
3級	係長又は主任の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
1級	主事又は技師の職務

## 第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

### その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長…
  - 2課以上又は構成員20人以上の部の長
  - 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長…
  - 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
  - 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
  - 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者
- ・事務課長・技術課長…
  - 2係以上又は構成員10人以上の課の長
  - 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理…
  - 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
  - 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
  - 課長に直属し部下4人以上を有する者
  - 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
  - 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者
- ・事務係長・技術係長… 係の長及び係長級専門職
- ・事務主任・技術主任…
  - 係長等のいる事業所における主任
  - 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
  - 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
  - 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者
- ・事務係員・技術係員… 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

### その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・自家用乗用自動車運転手…自家用乗用自動車の運転に専ら従事する者(業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。)
- ・守衛…監視、警備等の業務に従事する者
- ・用務員…専ら炊事又は洗濯等に従事する者は除く
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・研究員…高度の専門的知識を有し、これに基づいて特定分野の研究を独立して、又は指導して行う者
- ・研究補助員…研究員の細部にわたる指導を受けて、その補助的・準備的業務を行う者
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
支店 店長	7	55.4	656,429	3,041	653,388
大学 卒	5	56.1	666,703	3,885	662,818
短大 卒	-	-	-	-	-
高校 卒	2	*	*	*	*
中学 卒	-	-	-	-	-
工場 工場長	11	56.5	823,550	3,205	820,345
大学 卒	8	56.4	908,912	4,366	904,546
短大 卒	-	-	-	-	-
高校 卒	3	56.8	588,092	-	588,092
中学 卒	-	-	-	-	-
事務部 部長	66	53.6	535,781	1,604	534,177
大学 卒	32	53.6	562,099	2,473	559,626
短大 卒	13	52.8	561,158	1,388	559,770
高校 卒	20	53.9	481,169	427	480,742
中学 卒	1	*	*	*	*
技術部 部長	101	52.5	655,986	4,385	651,601
大学 卒	63	52.1	705,710	3,379	702,331
短大 卒	14	52.9	585,519	-	585,519
高校 卒	22	53.0	567,161	9,992	557,169
中学 卒	2	*	*	*	*
事務部 次長	31	50.6	464,353	11,362	452,991
大学 卒	13	49.6	470,056	25,086	444,970
短大 卒	6	50.4	481,439	3,711	477,728
高校 卒	12	51.9	449,669	-	449,669
中学 卒	-	-	-	-	-
技術部 次長	33	53.7	539,925	492	539,433
大学 卒	12	52.5	653,881	713	653,168
短大 卒	5	56.5	518,419	-	518,419
高校 卒	16	53.8	473,676	485	473,191
中学 卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和5年4月分平均支給額の欄を「\*」としている。(以下本表において同じ。)

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B	
		人	歳	円	円	円	
事務課長	大学卒	145	50.3	479,386	14,705	464,681	
	短大卒	69	48.7	503,125	10,770	492,355	
	高校卒	27	50.8	454,432	9,705	444,727	
	中学校卒	49	52.2	460,714	23,212	437,502	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	大学卒	282	49.4	585,523	43,205	542,318
		短大卒	142	47.8	649,753	50,433	599,320
		短大卒	36	50.0	561,210	25,829	535,381
		高校卒	102	51.3	513,370	39,242	474,128
		中学校卒	2	*	*	*	*
事務課長代理	大学卒	77	45.9	482,452	65,069	417,383	
	短大卒	48	45.3	500,917	67,187	433,730	
	短大卒	10	48.5	465,723	73,480	392,243	
	高校卒	19	45.9	444,950	53,727	391,223	
	中学校卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	大学卒	99	50.4	551,607	105,124	446,483
		短大卒	27	50.3	500,400	48,983	451,417
		短大卒	13	47.2	521,860	131,214	390,646
		高校卒	59	51.1	578,586	122,780	455,806
		中学校卒	-	-	-	-	-
事務係長	大学卒	227	46.4	413,526	53,957	359,569	
	短大卒	96	43.5	395,713	51,166	344,547	
	短大卒	40	46.0	354,625	43,292	311,333	
	高校卒	89	49.7	460,897	61,854	399,043	
	中学校卒	2	*	*	*	*	
	技術係長	大学卒	376	46.5	536,105	101,420	434,685
		短大卒	118	42.5	517,226	101,683	415,543
		短大卒	47	45.3	474,897	85,960	388,937
		高校卒	207	48.9	560,926	105,442	455,484
		中学校卒	4	51.3	414,761	38,028	376,733

区分 職種名			調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
					きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
			人	歳	円	円	円
事     技	務	主任	217	43.0	328,722	39,401	289,321
	大	学卒	92	39.3	334,998	38,632	296,366
	短	大卒	45	43.6	288,979	29,177	259,802
	高	校卒	78	47.0	341,245	45,929	295,316
	中	学卒	2	*	*	*	*
	術	主任	459	42.3	413,611	74,310	339,301
	大	学卒	145	40.8	398,667	63,110	335,557
	短	大卒	93	40.0	393,826	69,880	323,946
	高	校卒	219	44.1	431,427	83,170	348,257
	中	学卒	2	*	*	*	*
事     技	務	係員	987	39.5	272,163	25,684	246,479
	大	学卒	320	35.6	284,869	30,135	254,734
	短	大卒	185	40.9	257,441	21,165	236,276
	高	校卒	478	41.5	269,026	24,627	244,399
	中	学卒	4	53.6	309,970	7,751	302,219
	術	係員	1,167	34.8	312,824	53,369	259,455
	大	学卒	463	32.6	327,031	53,428	273,603
	短	大卒	216	35.1	301,964	54,354	247,610
	高	校卒	483	36.9	304,326	52,994	251,332
	中	学卒	5	34.8	290,736	41,202	249,534

## 2 企業規模500人以上

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
支 店 長		人 5	歳 55.7	円 756,782	円 488	円 756,294
工 場 長		7	57.5	935,527	728	934,799
事 務 部 長		14	54.2	717,861	5,364	712,497
技 術 部 長		52	53.3	794,303	8,761	785,542
事 務 部 次 長		5	46.7	493,540	29,801	463,739
技 術 部 次 長		10	54.4	685,370	-	685,370
事 務 課 長		50	51.2	583,346	23,394	559,952
技 術 課 長		138	49.7	755,179	80,690	674,489
事 務 課 長 代 理		14	47.7	569,247	55,662	513,585
技 術 課 長 代 理		28	53.3	822,267	198,147	624,120
事 務 係 長		93	49.2	533,392	81,601	451,791
技 術 係 長		220	47.5	613,586	123,942	489,644
事 務 主 任		65	46.0	417,343	62,619	354,724
技 術 主 任		227	42.9	475,768	98,433	377,335
事 務 係 員		384	40.9	310,742	38,271	272,471
技 術 係 員		539	34.5	324,631	57,587	267,044

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
支 店 長		人 2	歳 *	円 *	円 *	円 *
工 場 長		4	54.8	621,824	7,667	614,157
事 務 部 長		43	53.3	511,906	917	510,989
技 術 部 長		38	52.5	549,485	494	548,991
事 務 部 次 長		25	51.9	464,872	8,207	456,665
技 術 部 次 長		15	52.4	511,036	1,289	509,747
事 務 課 長		71	50.3	434,214	8,265	425,949
技 術 課 長		112	49.7	461,043	2,723	458,320
事 務 課 長 代 理		41	45.6	427,379	49,403	377,976
技 術 課 長 代 理		63	49.7	452,236	63,661	388,575
事 務 係 長		105	45.9	344,076	38,046	306,030
技 術 係 長		127	43.8	378,721	56,953	321,768
事 務 主 任		123	43.2	285,583	24,373	261,210
技 術 主 任		192	42.1	345,671	46,682	298,989
事 務 係 員		499	38.7	250,865	17,874	232,991
技 術 係 員		533	36.7	302,081	50,484	251,597

4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支店長	人	歳	円	円	円
工場長	-	-	-	-	-
事務部長	9	53.7	430,806	-	430,806
技術部長	11	50.2	481,293	-	481,293
事務部次長	1	*	*	*	*
技術部次長	8	54.8	454,143	-	454,143
事務課長	24	48.8	426,248	15,195	411,053
技術課長	32	48.0	375,284	25,418	349,866
事務課長代理	22	45.5	507,992	86,615	421,377
技術課長代理	8	46.9	380,038	80,620	299,418
事務係長	29	41.8	316,985	31,465	285,520
技術係長	29	46.4	385,537	54,186	331,351
事務主任	29	38.2	314,391	45,167	269,224
技術主任	40	39.9	300,603	34,207	266,396
事務係員	104	37.9	225,972	13,316	212,656
技術係員	95	29.5	242,623	24,173	218,450

その2 給与比較の対象外職種  
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
	人	歳	円	円	円
電話交換手	-	-	-	-	-
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-
守衛	-	-	-	-	-
用務員	-	-	-	-	-
研究所長	1	*	*	*	*
研究部(課)長	5	49.5	638,040	-	638,040
研究室(係)長	2	*	*	*	*
主任研究員	-	-	-	-	-
研究員	12	44.0	481,752	35,667	446,085
研究補助員	21	39.2	314,948	17,672	297,276
病院長	2	*	*	*	*
副院長	8	58.1	1,449,275	202,646	1,246,629
医科長	33	51.0	1,310,008	292,712	1,017,296
医師	41	41.3	986,067	116,895	869,172
歯科医師	1	*	*	*	*
薬局長	3	47.9	582,047	108,399	473,648
薬剤師	20	40.5	382,819	29,251	353,568
診療放射線技師	38	39.1	359,342	42,779	316,563
臨床検査技師	57	43.8	388,018	42,145	345,873
栄養士	40	39.3	288,665	18,213	270,452
理学療法士	77	38.0	314,357	15,698	298,659
作業療法士	87	37.1	297,477	10,434	287,043
総看護師長	8	51.2	458,777	2,172	456,605
看護師長	111	48.2	426,195	42,831	383,364
看護師	262	41.2	363,017	39,766	323,251
准看護師	74	44.6	291,034	31,832	259,202

第21表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	198,296	* 200,749	195,716
		短大卒	* 172,970	* 173,237	* 172,844
		高校卒	159,957	* 168,102	158,691
	新卒技術者	大学卒	210,856	* 230,370	* 195,761
		短大卒	183,646	* 191,495	* 180,650
		高校卒	170,402	* 171,156	167,972
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	204,750	214,775	195,741
		短大卒	181,381	* 187,148	179,075
		高校卒	168,522	* 171,042	163,840
その他	準新卒医師	大学卒	* 508,477	x	x
	準新卒看護師	短大卒	* 202,087	x	* 201,841

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にも支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。  
 3 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第22表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	企 業 規 模	項 目		初任給の改定状況		
		採用あり	採用なし			
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	58.7	(64.3)	(35.7)	(0.0)	41.3
	500人以上	100.0	(69.0)	(31.0)	(0.0)	0.0
	500人未満	44.8	(60.8)	(39.2)	(0.0)	55.2
高校卒	計	48.9	(63.8)	(36.2)	(0.0)	51.1
	500人以上	93.4	(73.8)	(26.2)	(0.0)	6.6
	500人未満	33.9	(54.6)	(45.4)	(0.0)	66.1

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		83.8%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		54.4%
家 族 手 当 制 度 が な い		16.2%
扶 養 家 族 の 別 額 支 給 月 額	配 偶 者	9,324円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,559円
	配 偶 者 と 子 2 人	21,791円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。  
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は65.0%である。  
 3 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第24表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
36.1 %	(21.2) %	(78.8) %	63.9 %

- (注) ( ) 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
27.2 %	72.8 %

- (注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第25表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等従業員		技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額	下半期 (a)		330,870	円	258,516	円
	上半期 (b)		333,991	円	264,255	円
特別給の支給額	下半期 (A)		764,910	円	509,965	円
	上半期 (B)		660,949	円	482,561	円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)		2.31	月分	1.97	月分
	上半期 (B/b)		1.98	月分	1.83	月分
年 間 計			4.29	月分	3.80	月分

(注) 1 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目 企業規模	部長級 (非役員)		課長級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	%	%	%	%	%	%
	45.8	54.2	48.6	51.4	55.3	44.7
500人以上	20.9	79.1	26.9	73.1	50.4	49.6
100人以上 500人未満	64.2	35.8	65.2	34.8	65.1	34.9
100人未満	35.9	64.1	36.8	63.2	40.4	59.6

第27表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.0 %	78.7 %	20.3 %	1.0 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級		44.1 %	31.7 %	55.9 %
非 管 理 職		31.7	31.7	68.3

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

### 3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服及び履物
雑費 I	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（※）を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和4年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。松江市の数値については、これに本県と全国との費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

※費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費 I	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費 II	0.227	0.315	0.404	0.493

令和4年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	33,220 円	33,500 円	52,750 円	72,000 円	91,240 円
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費Ⅰ	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費Ⅱ	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,980 円	31,240 円	49,190 円	67,140 円	85,090 円
住居関係費	41,770	44,430	40,380	36,320	32,260
被服・履物費	5,790	3,940	6,380	8,810	11,240
雑費Ⅰ	24,200	25,180	48,210	71,240	94,280
雑費Ⅱ	12,720	14,860	20,660	26,470	32,280
計	115,460	119,650	164,820	209,980	255,150

第30表 労働経済指標

項目			年度・年月	令和3年度	令和4年度	令和4年4月	5月	6月	7月
雇用	① 常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.3	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6
	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	1.16	1.31	1.24	1.25	1.27	1.28
		島根県	(倍)	1.55	1.71	1.68	1.70	1.71	1.74
	③ 完全失業率 (季節調整値)			(%)	2.8	2.6	2.6	2.6	2.6
賃金・労働時間	④ きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	298.2	304.5	307.9	301.2	304.0	303.7
			前年度比・ 前年同月比 (%)	1.7	2.1	2.5	2.2	2.3	2.0
		島根県	(千円)	264.6	263.8	266.8	259.8	265.4	268.0
			前年度比・ 前年同月比 (%)	1.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 2.1	△ 0.1	1.4
	⑤ うち所定内給与	全 国	(千円)	274.4	279.6	281.9	277.2	280.0	279.1
			前年度比・ 前年同月比 (%)	1.1	1.9	2.2	1.9	2.1	1.9
		島根県	(千円)	239.6	239.1	241.6	236.1	241.0	242.9
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 0.2	0.0	△ 1.6	0.0	1.5
	⑥ うち所定外給与	全 国	(千円)	23.8	24.8	26.0	24.0	24.0	24.6
		島根県	(千円)	25.1	24.7	25.2	23.7	24.4	25.1
	⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	142.5	143.5	149.0	137.6	149.6	147.0
			島根県	(時間)	149.2	145.8	150.9	138.7	152.3
⑧ うち所定外労働時間数		全 国	(時間)	11.7	12.2	12.9	11.7	12.1	12.1
		島根県	(時間)	13.0	11.3	11.8	10.5	11.0	11.3
生計費	⑨ 消費支出 (名目) 二人以上の世帯のうち 勤労者世帯	全 国	(千円)	311.2	322.8	344.1	315.0	300.5	317.6
			前年度比・ 前年同月比 (%)	2.2	3.7	1.6	△ 0.9	6.9	4.9
		松江市	(千円)	293.8	321.2	400.9	289.5	278.1	272.4
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 9.0	9.3	35.0	8.8	0.0	△ 4.5
物価	⑩ 消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.1	3.2	2.5	2.5	2.4	2.6
		松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	0.1	3.0	1.9	2.0	2.4	2.5
	⑪ 国内企業物価指数			前年度比・ 前年同月比 (%)	7.1	9.4	9.9	9.4	9.6

(注) 1 ①、④、⑤、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。  
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	資料出所
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	厚生労働省
1.73	1.72	1.73	1.74	1.73	1.72	1.71	1.61	1.59	
2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	総務省 (労働力調査)
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	
263.6	263.5	263.9	263.5	262.4	262.7	264.8	261.4	266.6	
△ 0.8	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.1	△ 1.0	0.6	2.0	0.3	0.0	
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1	
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	
239.2	238.8	239.3	237.4	237.4	238.4	240.1	236.6	241.4	
△ 0.6	△ 1.5	△ 1.0	△ 1.2	△ 0.9	0.7	2.1	0.1	△ 0.1	
24.2	24.3	25.4	25.7	25.8	24.4	24.5	25.2	25.7	
24.4	24.7	24.6	26.0	25.0	24.2	24.7	24.8	25.2	
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	
144.2	147.9	148.2	148.2	145.7	134.0	143.8	145.7	150.4	
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	
10.7	11.5	11.3	11.4	11.7	11.0	11.3	12.2	11.0	
322.4	314.0	328.7	308.1	353.8	331.1	298.7	340.0	334.2	総務省 (家計調査)
9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	
295.6	410.5	308.4	291.6	373.7	294.9	290.4	348.3	304.6	
4.4	45.6	△ 17.7	△ 1.7	11.3	11.7	13.6	10.1	△ 24.0	
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	総務省
3.0	3.2	2.5	2.8	4.5	4.6	3.4	3.7	4.0	
9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.0	日本銀行

## 4 人事管理関係

### 第31表 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
知事部局等	12.1	11.7	11.2	11.9
警察	10.9	13.3	15.4	13.4
高校等	11.7	10.6	12.3	12.3
小中学校等	9.7	8.8	11.6	12.0
全所属	11.0	10.6	12.3	12.2

(注) 1 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）

「高校等」：高校、特別支援学校

「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

2 日数は、職員1人当たりの平均取得日数である。

### 第32表 時間外勤務の状況

(単位：時間/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局等	175.8	180.7	201.4	188.9
警察	221.7	198.6	196.8	202.7
高校等	48.2	47.3	61.2	61.7
小中学校等	146.3	134.1	134.2	135.0
全所属	184.6	179.4	191.5	186.0

(注) 1 時間数は、管理職や教育職員を含まない、時間外勤務手当の対象となる職員1人当たりの平均である。

2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）

「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員

「小中学校等」：小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する事務職員及び学校栄養職員

### 第33表 育児休業・介護休暇の取得状況

#### その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局等	48 (13)	65 (30)	85 (37)	90 (52)
警 察	19 (1)	29 (15)	31 (18)	37 (24)
高 校 等	34 (4)	34 (3)	32 (3)	32 (4)
小中学校等	94 (1)	122 (3)	115 (5)	110 (12)
全 所 属	195 (19)	250 (51)	263 (63)	269 (92)

#### その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局等	2 (2)	2 (0)	1 (0)	5 (1)
警 察	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
高 校 等	8 (1)	2 (0)	5 (2)	1 (0)
小中学校等	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)
全 所 属	10 (3)	4 (0)	8 (2)	8 (1)

(注) 1 ( )内は男性職員取得者数で内数である。

2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）

「高 校 等」：高校、特別支援学校

「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

第34表 私傷病休職の状況

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知事部局等	29	28	68	50
うち精神疾患	20	19	45	46
警 察	8	10	7	10
うち精神疾患	6	9	6	6
高 校 等	25	15	18	19
うち精神疾患	17	9	7	11
小中学校等	37	43	34	38
うち精神疾患	22	30	25	30
全 所 属	99	96	127	117
うち精神疾患	65	67	83	93

(注) 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）

「高 校 等」：高校、特別支援学校

「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

## 第4章 県職員の給与と人事委員会勧告



# 県職員の給与と人事委員会勧告

令和5年10月

島根県人事委員会

## 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

### 均衡の原則

職員の給与は、  
・生計費  
・国及び他の地方公共団体の職員の給与  
・民間事業の従業員の給与  
・その他の事情  
を考慮して定められなければなりません。  
(地方公務員法第24条第2項)

### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のようには、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。

この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

## 人事委員会勧告の位置付け

### 【情勢適応の原則】

1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

### (給料表に関する報告及び勧告)

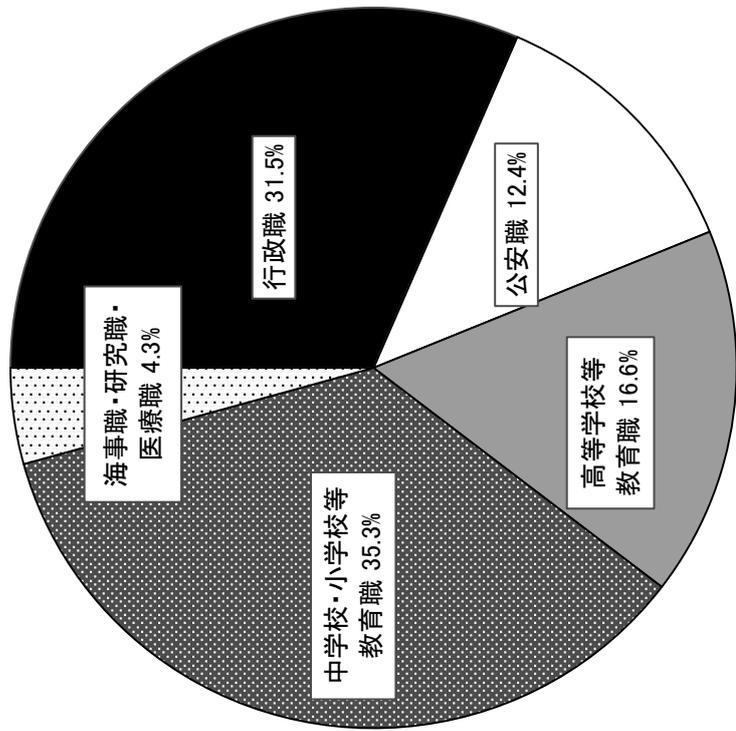
人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(地方公務員法第26条)

## 給与勧告の対象職員

令和5年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は、11,872人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,737人を占めています。  
また、小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,157人(全体の51.9%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,467人(全体の12.4%)となっています。

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合があります。

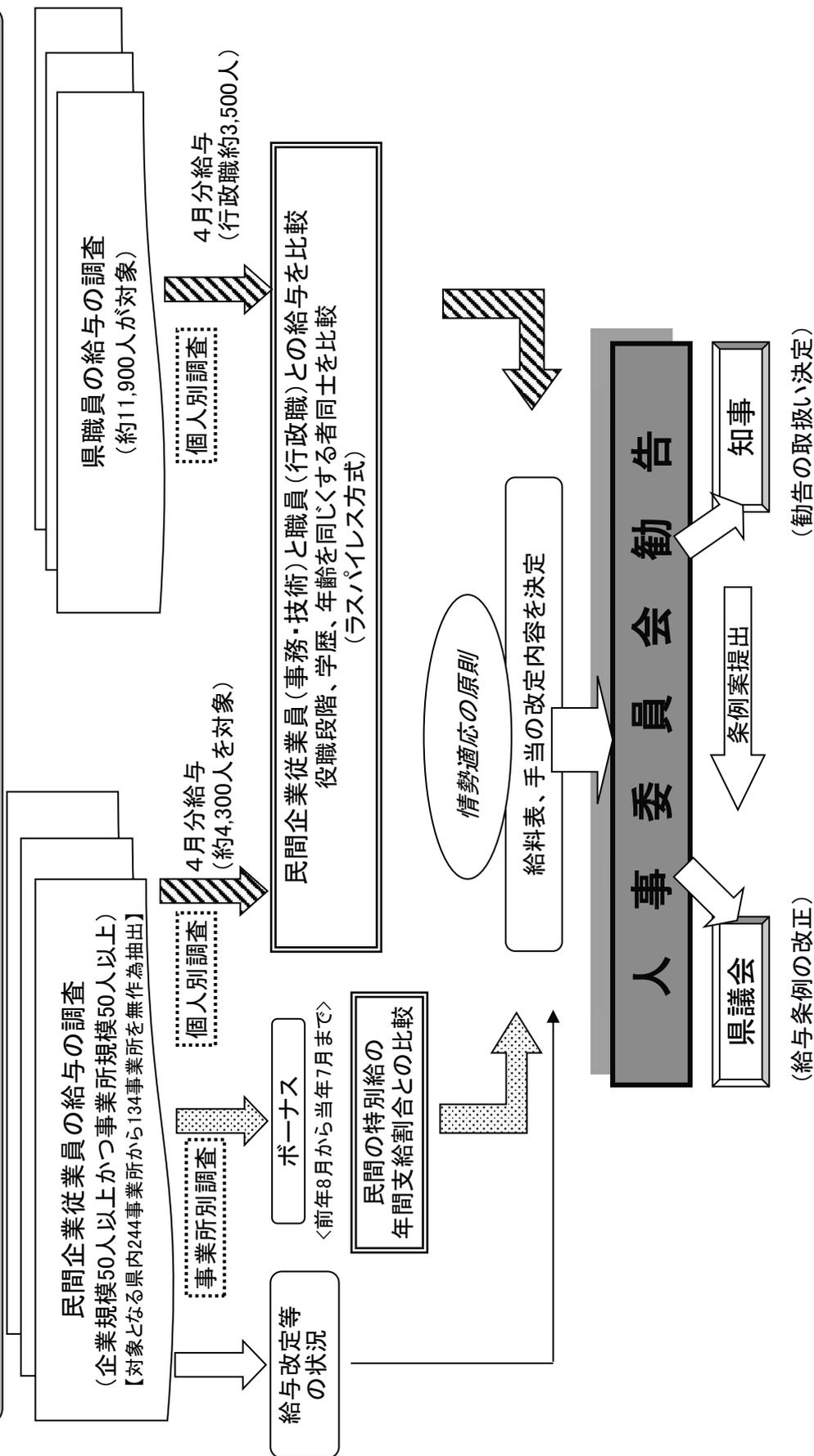


給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,737
公安職給料表	警察官	1,467
海事職給料表	試験船、実習船等に乗る組む船員	45
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	225
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	54
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	102
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	85
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	1,967
中学校・小学校等教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4,190
計		11,872

※ 上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員が1,250人在職している。

## 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。  
また、特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なり、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。

### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

〔A社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

〔B社〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

A社もB社も  
同じ人員構成  
として比較

〔 A社の人員構成に合わせた場合の  
B社の賃金 〕

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円

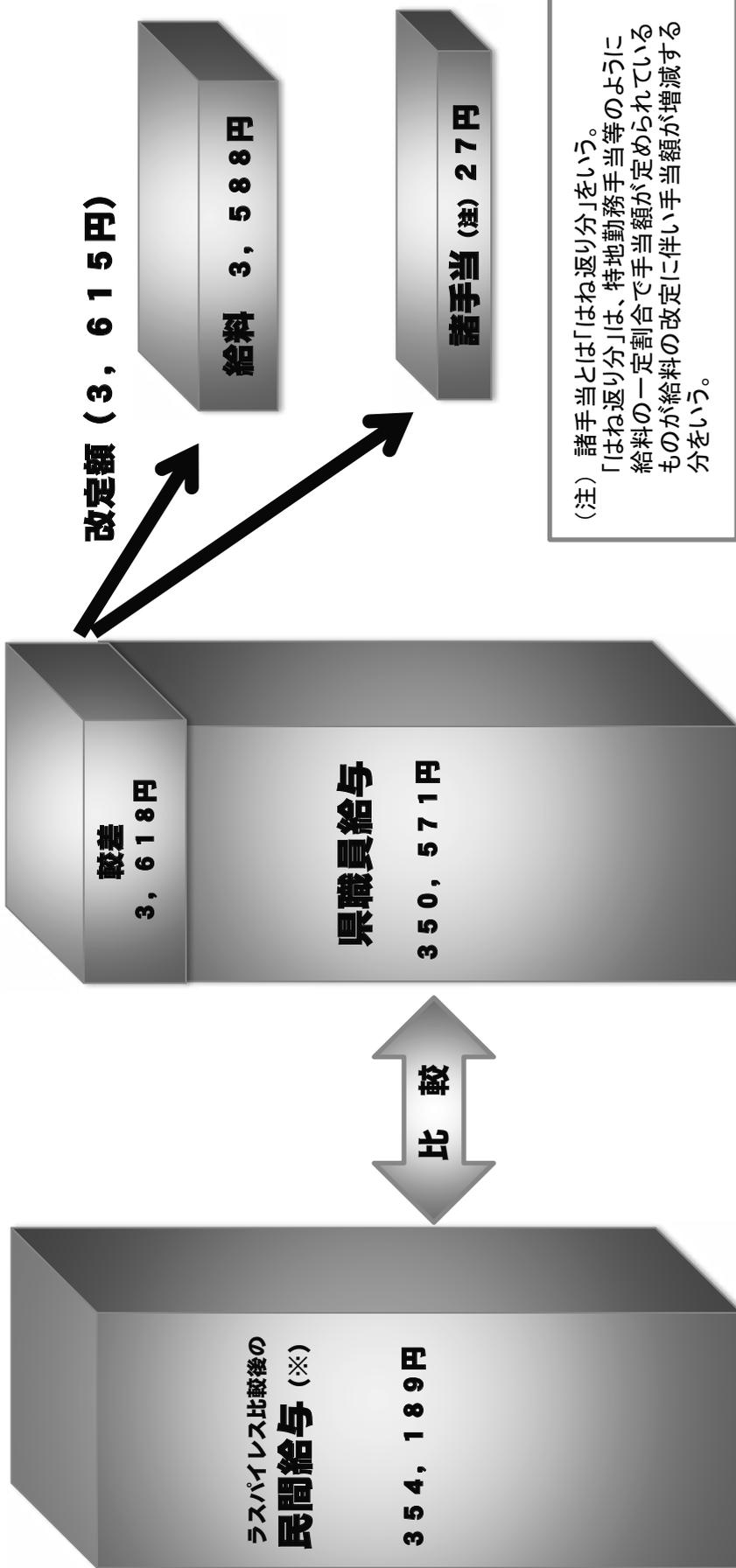
### ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。



## 民間給与との較差に基づく給与改定

県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(P. 114参照)により算出した民間給与額  
～県職員の人員構成(職種、役職段階、学歴、年齢)と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

## 本年の給与勧告のポイント

### 月例給、期末手当及び勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

(1: 令和5年4月1日から実施、2: 令和5年12月1日から実施)

#### 1 月例給

- ・ 県内民間給与との較差(1.03%)を埋めるため、給料表を引上げ
- ・ 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定

#### 2 期末手当及び勤勉手当

- ・ 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.15月分引き上げ、4.30月に改定(現行4.15月)
- ・ 期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

※ 勧告後の平均年間給与(行政職) 5,794,556円 (勧告前との差 112,769円)

## 県職員（行政職）のモデル給与例

職務段階	年齢	改定前		改定後		年間給与額の差 (千円)
		月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	18歳 (高校卒業程度初任給)	155,632	2,513	167,756	2,734	221
	22歳 (大学卒業程度初任給)	186,437	3,011	197,561	3,220	209
主任主事・主任技師	25歳	210,396	3,398	219,412	3,576	178
主任	30歳	255,998	4,187	261,703	4,322	135
	35歳	287,608	4,705	291,005	4,806	101
係長	40歳	339,553	5,625	341,554	5,714	89
	45歳	367,035	6,080	368,237	6,161	81
課長補佐	50歳	389,081	6,445	390,289	6,530	85
	55歳	473,601	7,626	474,914	7,719	93
部長	58歳	609,983	10,206	611,617	10,340	134

(注)1 給与月額は、給料及び管理職手当を基礎に算出

2 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したものの

### 最近の給与勧告の状況(行政職)

	月例給 公民較差(率)	期末手当及び勤勉手当(ボーナス)	
		年間支給月数	対前年比増減
平成25年	勧告なし	3.70月	—
平成26年	0.25%	3.80月	0.10月
平成27年	0.27%	3.90月	0.10月
平成28年	0.10%	3.95月	0.05月
平成29年	0.13%	4.05月	0.10月
平成30年	0.15%	4.10月	0.05月
令和元年	0.11%	4.15月	0.05月
令和2年	勧告なし	4.10月	△0.05月
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月
令和4年	0.35%	4.15月	0.15月
令和5年	1.03%	4.30月	0.15月

(注) 平成27年の月例給については、水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり。

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 令和5年10月12日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町8

